



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	”Landständische Verfassung” 考（中）：身分制の歴史理論的把握のために
Author(s)	成瀬， 治
Citation	北海道大學文學部紀要， 14(3)， 87-150
Issue Date	1966-03-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33307
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(3)_PR89-150.pdf



„Landständige Verfassung“ 考 (中)

——身分制の歴史理論的把握のために——

成

瀬

治

„Landständische Verfassung“ 考 (中)

——身分制の歴史理論的把握のために——

成
瀬
治

序 論

一、„Ständischer Dualismus“ をめぐり諸問題

二、身分的自由の本質（以上十三ノ一号）

三、Landesverfassung とその変容（本号）

四、「絶対主義」の国制的性格

結 論

三、Landesverfassung とその変容

——身分制国家の成立条件——

〔一〕方法上の出発点

第一章に於てわれわれは「身分制国家」ないし「近代的国家の初期形態」と呼ばれる国制の徴標としての「二元的構成」Dualismus の問題を取りあげ、その「二元性」の歴史的意味づけをめぐるW・ネフとF・ハルトゥングとの対立せる見解を紹介しながら、その背後に近世ドイツのテリトリアルシュタートの形成要因に関するギールケとペロウのボレミークを透視した。だがそれと同時にわれわれは、一見尖鋭に対立する両者の学説も、「二元主義」の„staatsrechtlich“な把握に関するかぎり、十九世紀ドイツの立憲君主制への Orientierung という共通の土台を有っていること、且つその場合「国家」・「社会」という対立概念の適用が、方法論的に見てすこゝある problematischであることを指摘した。第二章では、かかる方法論上の問題の所在を「身分的自由」との関連において一層あきらかにするため、ヒンツェが既に洞察した「身分制」と「家産制」との内面的なつながりに注目し、「身分議會会制」の成立条件をなしつつも更にそれより広い外延をもつ、一個の歴史的範疇としての „Landständische Verfassung“ の構成要因が、前近代的な Eigentum の中に見出しうるであろうことを一応想定しておいた。そこでいうところの「前近代的な Eigentum」こそは、「身分的自由」の裏面をなす「身分的支配」、すなわち「物に対する私的支配」の意味での近代的所有権とは異なるところの、 „Ständische Herrschaft“ にほかならない。だがその場合、「身分的自由」の主體たる Stände は、単なる「身分」一般ではなく、Landesherr に対する Landstände（史料の上ではしばしば

Landchaft) という形で歴史的に現われる。そこで、かかるものとしての „Ständische Herrschaft“ を国制史的に位置づけるためには、われわれは更に一步を進めて、 „Land“ とは本来いかなるものか、 „Landes = Verfassung“ の内部で „Ständische Herrschaft“ はどのような場所を占めるのかを問わねばならない。それと同時にまた、われわれの考察が statisch な構造論に陥らないためには、政治的なディナミクの中で、このような Verfassung またそれとの連関における Herrschaft がどのように変容するかをも検討しなければならない。本稿の副題に掲げた「身分制の歴史理論的把握」という課題は、かくて始めてその解決のいとぐちを見出しうるであろう。

ただ念のために言えば、すでに序論でも断っておいた通り、われわれの当面の意図は、あくまで一個の「作業仮説」の提示にとどまる。しかもそのさい、何らか一般理論的な「要請」がそこに働いていることを、十分に自覚しているつもりである。すなわち、直接の対象はドイツの „Landständige Verfassung“ に限定しているながら、そこで本質的と考えられる諸々の要因を抽出することを通じて、ひろくヨーロッパにおける「中世」から「近世」への国制史的発展の基本線、を理解するための、新しい展望を開こうと敢て意図しているのである。これはたしかに冒険的な企てであろう。すでに当面の対象たるドイツだけについて見ても、ハルトゥングが十分な根拠を以て指摘した如く、 „Landständige Verfassung“ は、領邦ごとに種々様々な姿を示し、比較考察による一般化を頗る困難にしている以上、ましてドイツ以外のヨーロッパ諸国の「身分制」をも含めて、そこに一般的な「歴史理論」を構築するなどということは、そもそも不可能だといわれるかも知れない。しかしながら、本稿でわれわれが「身分制」 Ständewesen を問題にする場合、それは決して狭い意味での制度史的概念ではなく、身分制議會の morphologisch な現象形態を考えているのではない。制度や形態は国により多種多様であろう。さらにいえば、諸々の「身分」の政治的な行動様

式も、時と処によってさまざまであり得よう。けれども、もしわれわれがヨーロッパの「近代社会」について、あるいは「近代国家」について何らか一般の觀念をいだき得るとするならば、而してその背後に、「多様の統一」としての「ヨーロッパ的なもの」を想定し得るとするならば、「前近代」的なヨーロッパの社会的特性——もとよりこの場合、上記の理由から、「社会」は「国家」との対立における概念ではなく、権力の契機をも内包した人的構成品の意味である——を一般的なかたちで問題にすることも、やはり可能なものではあるまいか。かつてヒンツェが、ウェーバーの影響の下に、「代議制度の世界史的諸條件」を問ひ、またヨーロッパ諸地域における身分議會制の比較史的考察の可能性を無条件に肯定したのは、まさにそのような問題意識に於てであつた。そして、マルク・ブロックによる「比較史的方法」の提唱にこたえて誕生した「身分制議會史のための國際委員會」は、各国の研究者から提出された多様な歴史像にもかかわらず、なおそれらに共通な發展の基本線の追求を断念することなく、かえって「一般理論」に大きな関心を払っているのである。⁽⁸⁾ こうした事實は、いわゆる「近代ヨーロッパ的」意識をどううけとめるかの問題とは一応別個に、「身分制」に関するわれわれの課題設定を側面から弁証するものではなからうか。

さて本題に立ち戻らう。第一章でとりあげた身分制國家の「二元的構成」の問題に関して、國際歴史学会の第十回大会（一九五五）における「身分制議會史のための國際委員會」の中間報告の中で、アントニオ・マロンジウは次のように述べている。「シュテンデ、および領邦の政治的形成過程においてそれが当該ランデスヘルと共に占めた dualistic position に関して、オットー・ブルンナーは……久しく論議されてきたこの問題に最終的な決着を与えた」と。オットー・ブルンナーが、いわゆる中世國家論の分野で、ドイツ中世の Land に就ての新しい理解に基づき、基本的に重要なテーゼを立てた歴史家であることは今更いふまでもないが、いま „Landständische Verfassung“ の

考察にとって、彼の研究はどのような意味をもつてあろうか。ブルンナーの名著『ラントとヘルシャフト』⁽⁹⁾は、たしかにラントシュテンデそのものを直接の研究対象としてはいない。しかしながら、彼がヘルシャフトの組織的な中核を広義の家(Haus)に求め、且つその本質的機能を「守護」(Schutz)として扱ったことは、⁽¹⁰⁾ラントをば「旧き慣習」としての「ラント法」(Landrecht)によって統合された人的共同体(Gemeinschaft)と理解したことと並んで、ラントシュテンデの国制史的(ないしは「社会史的」)考察に対する、重大な帰結をとまわずにはいなかった。そのことは、同書第五章、とくにその第三節におけるラントシュテンデ論⁽¹²⁾からもうかがわれるが、第二次大戦後に彼が発表した諸論文⁽¹³⁾においてますます明確に見出し得る。『ラントとヘルシャフト』に示されたブルンナーのラント概念は、彼が実証的掘りどころとしたオーストリア領の諸ラントの国制状態を不当に一般化したものとして、つとにミッターの批判をうけたし、⁽¹⁴⁾後にも触れる通り近時ハルトウングやヘルビックからも異議を唱えられている。また、わが国の西洋史学界では、同書の基本的な歴史観がナチス的であるとの批判も加えられた。⁽¹⁵⁾しかし、ブルンナーの歴史観が近時にいたってなお「保守主義的」との批判を浴びなければならぬにせよ、われわれの当面の課題たる“Landständische Verfassung”の歴史理論的考察の方法論に関するかぎり、中世ドイツの「ラント」と「ヘルシャフト」の実態に就ての彼の見解が、決定的に重要な意義をもっていることは疑いないのである。因に、ラント概念の「一般化」に關していうならば、むしろわれわれはこれをポジティブに評価したい。直接には、或は殆んどもっぱら、オーストリアの史料に依拠しているにせよ、ブルンナーの本来の意図はやはり一般的な「中世的國家」(あるいは「前近代的社會」といってもよい)の歴史理論の構築にあったと見るべきであり、⁽¹⁷⁾またそう見るのが誤りでないことは、戦後に彼が発表した諸論攷に於て、この基本的なモデル概念がひろく西欧諸國の「前近代的」な社會ないし國制状態の分析に

„Landständische Verfassung“ 考

まで大胆に適用されている事実からも証明されるであろう。この意味で彼のラント概念は、それに対する個別的な反証にもかかわらず、雑多な歴史現象を学問的に分析するための、有効な発見的 (heuristisch) 概念装置としてうけとり得、またうけとるべきものである。

以上のような視角から、われわれは以下において、ブルンナーの研究に依拠しつつ、⁽¹⁸⁾ 中世末期の „Landesverfassung“ の実態およびその歴史の変容過程を、ラントシュテンデとの連関で一般的に考察してみたい。そのさい、当面の課題に即して、第一章で摘出された「二元的構成」の問題が、おのずから考察の出発点となる。

〔二〕 中世的法觀念と Landesverfassung

ブルンナーは「二元主義的」な身分制国家を特徴づけるユニークな「契約的性格」 Vertragscharakter を指摘しながらも、もしひとがこのような契約的性格のみに目を奪われて、ランドスヘルとラントシュテンデとを「二つの、ばらばらの権利主体」として並置するならば、それは全く誤っている、⁽¹⁹⁾ という。また他の箇所では、「国王とシュテンデとは相俟って、神の代りに、いと高き王者の権威を代表する」というスウェーデン王グスタフ・アドルフの言葉を引用しつつ、これは君主とシュテンデとが両者の上に立つひとつの「秩序」 (Ordnung) に結びつけられていることを示すもので、同様のことはドイツのラントに於ても見られると述べたのち、次のようにいう。「ランドスヘルンヤフトとラントシュテンデとは、政治的な意味でのラントを前提とし、両者はラントの本質からしてのみ理解される。しばしば云われる両者の „Dualismus“ は、ただラントの Verfassung の枠内でのみ存在しうるものなのである」⁽²⁰⁾ と。

ここで言われていることの意味を理解するためには、当然、ブルンナーが「ラント」を如何なるものとして考えて

いるかを問わねばならない。この基本的な点について彼は、バイエルン＝オーストリア法域に属する諸々のラントの実態を個別的に展望した上で、ほぼ次のように総括している。ラントは、一定のランツ法 (Landrecht) によって統合された法＝平和共同体 (Rechts- und Friedensgemeinschaft) である。⁽²¹⁾ それは決して単に一個の「ランデスホーハイト領域」 (Landeshoheitsgebiet) ではない。⁽²²⁾ つまり或る帝国直属の支配者の手に統括された諸領域・諸権利の複合体として、彼のヘルシャフト (dominium) を通じてのみ統合されているようなものではない。⁽²³⁾ それは、そこに於てランツ法が行われるところの裁判区域 (Gerichtsbezirk) であり、その裁判共同体 (Gerichtsgemeinde)——これが Landleute ないし Landvolk である) はランツ共同体 (Landesgemeinde) つまり Landschaft である。⁽²⁴⁾ この意味での諸々のランツは、ひとりの支配者 (Herr) を有つことがありうるが、しかし必ず有たねばならぬということはない。⁽²⁵⁾ ところで、かかる Herr の支配権つまりランデスヘルシャフトは、ランツ法上の裁判権から形成されたものではない。「ランツ法上の裁判権はランツをつくるのであって、ランデスヘルシャフトをつくるのではない。」ランデスヘルシャフトが成立するためには、„iudex terrae“ が „dominus terrae“ に転化すること、つまり彼とランツシャフトとの間に「支配関係」 (Herrschaftsverhältnis) が存在することが必要である。⁽²⁶⁾ そしてそのことは国王が帝国を構成する Stammesländer のランツ法的な支配者であることをやめ、王権がレーン法的ヘルシャフトへと後退したときにはじめて可能であった。⁽²⁷⁾ しかし、ともあれ、ランツは「主権的」なランデスヘルの支配領域といったものではない。「ランデスヘルとランデスゲマインデとが相俟つてランツを形づくる」のであり、ランツ法は「両者に対して拘束力をもつ。」これが基本的に重要な点である。⁽²⁷⁾

いまこの事態を身分制国家の「二元性」との連関において言いなおせば、次のように表現される。ランツ法は Fürst

“Landständische Verfassung” 考

と Landvolk との上に立つ Ordnung と見なされ、このラント法の中にランデスヘルの諸権利 („Herrlichkeiten“, „Oberkeiten“) もラントシュテテンデの諸権利 („Freiheiten“, „Privilegien“) も、ひとしく根ざしていた。両者のいずれもが „Landrecht“ であり、これの保全・尊重の中にラントの存立は根拠づけられる。

ランデスヘル⁽²⁸⁾の義務は Land, Landrecht ないし Landfriede を守護する (schützen) ことであり、ラントシュテテンデの義務は、そのさいヘルに助言と援助を与える (raten und helfen) ことである。ここにランデスヘルとラントロイテとの「基本的関係」が存した。

では、このような意味でラントの統一性を支えている「ラント法」とは如何なるものなのであるうか。ブルンナーはいう、「ラント法は、それに服しそれを行使する人々にとって、良き古き法 (gutes, altes Recht) 良き慣習 (gute Gewohnheit) 正義そのもの (Gerechtigkeit schlechtin)」であった。⁽²⁹⁾この規定は、あまりにも漠然としており、形式的に過ぎるように思われるかも知れない。しかし実はこの点にこそ「中世的世界」についての彼の「理論」にとって最も重要な認識が示されているのである。十九世紀的な「国家」と「社会」の対概念を中世の国制状態の把握に際してそのまま適用することを批判したブルンナーは、ラントをば「ランデスホーハイットの領域」と理解しないことにまさしく対応して、「中世の法観念」についての、次のような一般論を提出した。すなわち、中世の史料に現われる法思想にとっては、「法」(Recht) と「正義」(Gerechtigkeit)——「正義」は「神」とも表現される——とは同一のものであった。そして「正義」は法の理念でもあり、客観的な法規範でもあり、また個々人の主観的な権利の要求でもあった。ここでは「理念的 (ideal) な法と実証的 (positiv) な法とが合一している」のである。⁽³¹⁾かかる法観念の決定的な微標は、その時々⁽³⁰⁾に効力をもつポジティブな法が、永遠で神聖な秩序ないし正義と等置されること、「主観的」

な権利が正義一般と同一視されることに求められる。⁽³²⁾したがって、現存の権利秩序に対する侵害は神ないし正義法一般に対する違背と意識され、またまさにこの意味でその時々⁽³³⁾に効力をもつ（と意識された）法Ⅱ権利はすべて「古き」法Ⅰ権利でなければならなかった。成文法に対する慣習法の優位はここに由来する。但しその場合、慣習それ自体が法なのではなく、法共同体のその時々⁽³⁴⁾の正義感情に合致した「良き」慣習のみが法でありえた。⁽³⁵⁾「良き慣習」の名で呼ばれる主観的な権利の総体が、中世的な意味における客観的な法秩序である。そこでは、個々人の主観的な権利に対して加えられるいかなる侵害も、同時に法秩序の侵害と見なされ、個々の権利主体による「抵抗」の権利を根拠づけた。⁽³⁶⁾

ところで、支配者に対する「合法的な抵抗」が如何にして可能であったかを問うとき、われわれはすでに中世的法思想の範囲をこえた、「中世的世界の内的構成全体」（ブルンナー）の特質に直面しているのである。「中世的なVerfassung」の特質といいかえてもよい。⁽³⁷⁾そのようなVerfassungの特質は、あるいは「君主主権の欠如」と表現され、あるいは「法の至上性」とも表現されるものに外ならない。⁽³⁸⁾中世の君主の行為や命令は、その合法的について、関係者の何人によっても異議を唱えられることがあり得たばかりでなく、教会もまた彼の行為の合法性を吟味する権能を有っていた。その意味では、「主権の不在」は「法Ⅱ正義」概念の相対性、つまり聖俗いずれの分野においても「法Ⅱ正義」を判定し、これを「国民」に強制しうるようなInstanz⁽³⁹⁾が欠けていたことに、その原因を求めるともいえるが、より本質的には、結局、中世の「国家」には、一切の「公的権利」が主権から導き出されるという近代国家生活の大前提が存在しなかったこと、そこでは「公的権利」が恰かも「私的権利」であるかの如く扱われたことに帰因すると考えるべきであろう。フリッツ・ケルン⁽⁴⁰⁾は「中世的な憲法思想」の決定的構成要素を「一切の（主観的

な) 権利が(客観的な)法と一体であり、これと分かちがたく結びついていること」に求め、とりわけ、そこには「いかなる特別の国法(Staatsrecht)も、国法と私法とのいかなる区別も存在しない」という点に注意をうながした。⁽³⁸⁾ また彼は同一の事態を次のように言い表わしている。すなわち中世的な Verfassung のもとにおいては「あらゆる個別的な Volksgenosse の財産権(Vermögensrechte)は絶対に神聖なる法秩序全体の絶対に神聖なる構成部分である——国家の財産権も私人の財産権も同様に」、そして「両者にとつての基準は良き古き権利である」と。ここに「中世国家」の Verfassung したがって „Landesverfassung“ の本質を理解するための、決定的に重要な鍵が指示されている。ブルンナーが『ラントとヘルシャフト』の第二章で中世のドイツ国家をめぐる論争史を回顧したのち、「今日では国法の中にその場所を占めるような法制度のみを Verfassung と認め、その他のものを、それらが一般に刑法とか私法とかに於て扱われるとの理由で排除してしまう」ような狭さを脱却した「中世の政治的結合体の内的構成の敘述」を彼自身の「課題」として掲げたことは、⁽⁴⁰⁾ まさにその点から理解さるべきである。

〔三〕 ヘルシャフトの本質としての「守護」

さて、中世のラントは「良き古き慣習」としてのラント法によって統合され、そこにおいてラント法が行なわれるところの „Rechts- und Friedensgemeinschaft“ と定義された。しかしこの「法＝平和共同体」という言葉から、中世のラントについて何らか牧歌的なイメージをいだくならば(あるいはブルンナー自身がいだいていたと判断するならば)、もちろんそれは全くの誤りである。ラントフリーデとはラント法が侵害されていない状態である。ラント法が破られるとき、そこに Feindschaft が生まれる。ではこのコンフリクトは如何にして解決されたのだろうか。中世高期以来、ラントの高級裁判権の発達に対応して、ラントフリーデ運動が活発に展開された。その場合、重大なラント法

違反に対しては「死刑」と「フリーデ喪失」つまり「Ächtung」との二つの措置が依然並行して行われた。だがそれだけではない。それ以外に、ラントロイテの権利紛争を解決する手段として、なお二つのものが可能であった。すなわち法廷における当事者の対決による決済の道 (Rechtsgang) および「合法的な暴力行使」「自力救済」としてのフエーデによる決済の道 (Fehdegang) がそれである。⁽¹⁾ 就中フエーデの合法性という事実が、中世のラントにランデスヘル権力以外の自立的権力 (Eigenmacht) の広汎な領域が存在したことを最も雄弁に物語っているのはいうを俟たないとして、「Rechtsgang」の場合ですら、法廷ではしばしば判決までしか行われず、判決の執行は多く当事者たちに委ねられたのであった。⁽²⁾ このような中世ラントの Verfassung のもとでは「Recht と Rechtsschutz とは分離する。」すなわち、Rechtsschutz (法と権利の守護) を独占的に要求するような——もしくは紛争当事者の Eigenmacht をミニマムにまで制限するような——「国家権力」が欠如しているところでは、近代的な意味での「国家権力」は、ランデスヘルとランデスゲマインデとへ分裂しており、且つランデスゲマインデの「完全な権利をもつ成員」は、それぞれが「国家権力」の一片を所有していたのである。権利の守護 (Schutz und Schirm) が Landesverfassung のなかで中心的な役割を演じたことは、かかる事情からしてあやしむに足りない。自己の権利をみずから守護しうるもののみが、つまり「完全に防衛能力ある (wehrfähig)」もののみが、ランデスゲマインデの完全な権利をもつ成員たりえた。そして、そうでない者は誰か Herr を必要とした。つまり彼の権利を守護してくれる Vogt を必要としたのである。⁽³⁾

ここに於て、中世的「支配」Herrschaft の一般的特質が現われている。ブルンナーは、グルントヘルシャフトを社会と経済史の領域に属する私的な支配関係として公的、つまり「国家的」な支配と峻別するペロウの「古典学説」的

見解⁽⁴⁴⁾を斥け、グルントヘルシャフトの「中核」を「土地およびその上に住んでこれを耕作する人間に対する支配」に求め⁽⁴⁵⁾つ、問題はヘルシャフト概念の本質を認識すること、而してグルントヘルシャフトとその他の諸々のヘルシャフト（例えば Stadtherrschaft, Landesherrschaft）とに共通のモメントおよびそれらを区別するモメントを明かにすることだ、と主張する。種々の形態のヘルシャフトの間の相違を無視するのでは決していないが、その相違はヘルシャフトの構造に存するのではなく、対象に存するものである。グルントヘルシャフトは、ラントを構成するラントロイテの土地と農民に対するヘルシャフトとして、ラントの内部にあり、その意味でランデスヘルシャフトと異なる⁽⁴⁶⁾。だがそうかといってランデスヘルシャフトは、その核心において私法的な性格のグルントヘルシャフトと本質的に異なる、公法的な概念だといえるであらうか。近代の研究文献においてはともかく——とブルンナーはいう——中世のターミノロジーは、公的ヘルシャフトと私的ヘルシャフトとの区別を全く知らない。十六世紀のジャン・ボダンにあってすら、„maiestas“と„dominium“ (potestas) „soveraineté“と„seigneurie“は、原理的に相異なるものではなく、„soveraineté“は単に suprema potestas（いいかえれば最高次の Obrigkeit）という意味で他の諸々の potestas と区別されるものにすぎなかった⁽⁴⁷⁾。

ところで、中世の法観念は公的支配と私的支配との原理的な峻別を知らなかったというブルンナーの主張と、一見矛盾するような理論が十二世紀のイタリアに見出される。すなわち、ペロウの指摘によれば、イタリアのローマ法学者ブルガルス (Bulgarus) は、君主の領域支配もまたローマ法の „dominium“ (物に対する私的な支配) であるとするマルティヌス (Martinus) の見解に異を立て、私的個人には „proprietas“ もしくは „dominium secundum proprietatem“ (プロプリエタスによるドミニウム) が属するのに対し君主には „protectio“ もしくは „dominium

secundum imperium”（インペリウムによるドミニウム）が属するとのテーゼを出したのである。⁽⁴⁸⁾ いうまでもなく、本来のローマ法の觀念において“imperium”は「公法」の分野に属する支配であつた。しかしながら、ブルガルスが用いている“dominium”という語は、古代ローマ法では人に対する支配を含まず、もっぱら物に対する私的支配のみを意味したことに注意せねばならない。法的には物である奴隷に対する支配についてすら、ローマ法はことさらに“dominium”の語を避け、これを“potestas”という私法概念に含ませたのである。してみればブルガルスは、dominium secundum imperium, という語から明らかのように、古代ローマ法が知らなかった、公法の分野にもまたがる、上位概念としての“dominium”概念を新たに創造したのだといわねばならない。この事實は、したがって、——ペロウはこれによって中世人による「公的支配」と「私的支配」の概念的峻別を論証しようとしたのであるが——むしろ逆にその当時の国制状態を反映していたのである。“imperium”と“dominium”とのローマ法的な區別を論理的に徹底するには、あまりにも強く中世的な dominium = Herrschaft の觀念が普及していたのである。そしてかかる事情を背景に、二二〇年および二二二—二二三年のフリードリヒ二世の諸侯法において、⁽⁴⁹⁾ はじめて“domini terrae”なる呼称が現われたとき、これら domini の支配は果して単なる「領域」(Gebiet) 支配であつたといえるであろうか。“terra”= Land はテリトリウムと同義に考えられていたであらうか。フリッツ・ケルンやオットー・ブルンナーが、あるいはまたカーライルが明らかにした中世ヨーロッパの特有な法觀念は、ラントを主権者の支配領域と見る考⁽⁵⁰⁾ え方と相容れない。中世のラントは、その本質において一個の Gemeinde、一個の Community であつた。もとよりこのことは、中世末期のドイツに、これとは別種の、つまりラント法的共同体とは別の意味のラント概念が現われたこと自体を排除するものではない。すでにペロウが、“Land”（ないし“Landschaft”）の語は、ラントシュテンデの

総体としての „persönlich“ な意味のほかに、 „territorial“ な意味でも用いられたことを指摘しているし、⁽⁵¹⁾ ハルトゥングやヘルビックも、ブルンナーのテーゼの一般化をいましめつつ、ランデスヘルの支配領域という意味でのラント概念の存在を実証しようとしている。⁽⁵²⁾ しかしながら、少くも中世的法観念——これこそ身分的代議制成立の一般的要因として決定的な重要性をもつものなのだが——が問題になるかぎりにおいて、ラントはあくまで Community とラント法はかかる Community の「古き」慣習と見なされねばならない。⁽⁵³⁾

さて、それではブルンナーのいう中世的なヘルシャフトとは本質的にみて如何なるものなのか。「その固有の本質においてはただドイツ法の土台の上でのみ理解されうる」と彼が主張するところのヘルシャフト、つまり中世の意味での „dominium“ は、多くの場合、ドイツ物権法という „Gewere“ 以外の何ものでもなかった。⁽⁵⁴⁾ ドイツの私法学においては近代私法制度の歴史的な根基と見なされながら、最も論議の多い概念であるこの „Gewere“ の中核は、ブルンナーによれば一応「ある Sache の事実上の所有と用益」として理解される。そして „Gewere“ の意味での „dominium“ は、近代人のいわゆる「私法的」な分野のみならず「公法的」な分野においても獲得された。グルントヘルが彼の権利領域に対して „Gewere“ を保持するのと全く同様に、ランデスヘルは自己のラントに対して „Gewere“ をもっていたのである。⁽⁵⁵⁾ しかしさらに、中世のラントの理解にとって決定的に重要なのは、このような「事実上の」支配が、ラント法の中では、完全な防衛能力 (Wehrfähigkeit) を前提としていたことである。自己の Gewere を、不法な侵害に対して、実力を以て守りうる者のみがラント法共同体の本来の、「完全な権利をもつ構成員」つまりラントロイテであった。否、たとい敗北したとしても、実力によって権利侵害に抵抗するということが Gewere 能力を証明し、⁽⁵⁶⁾ „gewalt an recht“ つまり不法な Gewalt がそこにあったことを証明したのである。しかし „gewalt an

recht“⁴⁵ „gewalt mit recht“の觀念を前提にもつていた。ヘルたるものは、彼の Gewere を防衛するために合法的な Gewalt を行使する。フーデにおいて最も端的に見られるところの、この合法的な Gewalt の行使こそ、ヘルシャフトの中核たる「守護」(Schutz und Schirm)の、いわば対外的な発現形態にはかならない。グルントヘルはこのような意味で、単なる土地所有者ではなく、文字通りグルントヘルだった。いかなる権源によって彼が土地を所有したかとは全く無關係に、彼は自己の土地に対して Gewere を有し、これを「守護」することができるという点でグルントヘルなのである。⁽⁵⁸⁾

ここにこそ „Rechts- und Friedensgemeinschaft“ とブルンナーが名づけた Land の実態がある。そこに見られるものは、権利仲間 (Rechtsgenosse) が相互に Gewalt を行使して争うことが可能であるような、一個の Verfassung である。そこには合法的な実力行使の独占を恒常的に要求するような、近代の意味での国家ないし国家主権は存在しない。完全に „wehrfähig“ な者のみがラント法上の Rechtsgenosse (つまりラントフォルクでありえた状況のもとでは、各々の Rechtsgenosse は「行政権の一片をもつていた」のである。⁽⁵⁹⁾ われわれが先に、ユストゥス・メーザーの国制史観に言及しつつ、ベッケンフェルデと共に前近代的な「制度的『公的な所有権概念』と呼んだところのものは、まさしくこのようなヘルシャフトにほかならない。中世のラント法の内部では、Gewere は一種の „verfassungsgerechtlich“ な意味をもつていたのである。ランドスヘルとラントフォルクの——より制度的には中世末期に成立せるラントターク(当時の用語ではシュテンデ、ラントシャフト等と呼ばれた)との権利関係のみを Landesverfassungのもとに理解するのは、近代立憲君主制的な視角に特有のバイアスである。⁽⁶⁰⁾ われわれは Landesverfassung の構成要素としての、固有の意味での「グルントヘルシャフト」に、基本的な重要性を認めねばならない。だが、いうまでも

なく、Landesverfassung の敘述を完結させるためには、さらにいまひとつの構成要素たるランデスヘルシャフトについて語る必要がある。それどころか、„Landständische Verfassung“ の形成を歴史的に理解する上では、むしろランデスヘルシャフトの性格、機能、またそれとランデスゲマインデとの関わりにこそ注目せねばならないであろう。なぜなら、すでに第二章でも述べた如く、„Landständische Verfassung“ の国制的徴標たる身分議會制の成立が、モナルヒッシュな „Territorialstat“ の形成の随伴現象であるということは、ベロウ以来の研究史を通じて確認される事実だからである。ではランデスヘルシャフトとは何か。われわれが、ブルンナーと共に、これを近代的な国家主権概念と本質的に異ならないランデスホーハイトに直結させて理解することを拒否するならば、その場合ランデスヘルとラントないしランデスゲマインデとの関係は如何なるものとして把えられるのか。

〔四〕 ランデスヘルシャフトの性格と機能

ランデスヘルは二重の性格を具えていた。(a) 一面においてランデスヘルは、「ランデスゲマインデの指導者 (Leiter)」であり、かかるものとしてはラントにおける „primus inter pares“ にすぎない。より具体的には (1) 上級のラント法廷 (十三世紀ごろまでは Landtaiding、その後は次第に Hofgericht にとって代られる) における Richter であり、(2) ラント防衛戦争にあたつての Heerführer である。しかし前者の場合には「裁判共同体」としてのランデスゲマインデに拘束され、後者の場合にもラントロイテの軍役義務は明確に限定されていた。この面での彼の機能はスイスの農民的ラントにおける Landmann のそれに等しい。⁽⁸²⁾

(b) いまひとつの面においてランデスヘルは「ラントの支配者 (Herr)」であり、その中心的な任務はラントフリーデの守護である。⁽⁸³⁾ かかる機能を果す者として彼はラントに対する Gewere をもち、またしばしばラントの „Vogt“

と呼ばれた⁽⁶⁴⁾。ラントロイテに対する彼の Gewalt は、この場合、広義の „Vogtei“ として理解されたのである。「守護」をその中核とする中世の Herrengewalt は、事実 „Vogtei“ „Pflege“ „Munt“ などの語によってもしばしば表示された⁽⁶⁵⁾。フランク時代以来 Hausherr の守護権力を意味した Munt (この語は近代の Vormund という言葉にも生き残っているし、中世ではヘルに服属する者がしばしば Muntling, Muntmann と呼ばれた) という言葉に中世的ヘルシャフトの本質はとりわけよく示されている。しかしおそらく中世の Herrengewalt を最もよくいい表わすものは „walten“⁽⁶⁶⁾ という言葉であろう。ヘルは「家」の中で walten し schalten する。そして実にこの „walten“ から „Gewalt“ も „Verwaltung“ も由来しているのである。ランデスゲマインデの完全なメンバー、つまりラント法上完全な意味で行為能力を有する (mündig な) 者は「行政権の一片をもっていた」とブルンナーがいうのはこの意味においてであり、またこのことはランデスヘルシャフトから近代的領域主権への発展過程を理解するためにも重要な点である。

ところでこの第二の意味におけるランデスヘル権力の機能は、具体的には二つのかたちで現われた。すなわち「一般的な守護」と「特殊的な守護」がこれであり、この区別の存在自体が中世ラントの性格を如実に物語っているのである。まず第一の「一般的な守護」とは、全体としての „Land und Leute“ を対象とするものであり、全般的なラントフリーデの維持がその中心課題であった。中世高期のラントフリーデ運動以来、このいみでのランデスヘル義務はとみにその重要性を増したが、依然としてラントロイテのフェーデ権が存在したかぎり、「公共の福祉」(salus publica) を守ろうとするランデスヘル課題は、何よりもまずフェーデ権の無制限な行使を抑止し「合法的な実力」を監視することではなければならない。Landfriedensgesetz や Landfriedensverträge はまさにこの要求にこたえるもので

あつた。⁽⁴⁷⁾ かようなラントフリーデの守護以外に、ランデスヘルがラントロイテに特別の守護を与えることはない。なぜなら完全な武装能力をもつラントロイテは自ら自己の権利を守護し得たからである。ラント貴族に対するランデスヘルの特権状 (Schutz- und Immunitätsprivilegien) が残っていないのも、その意味ではあやしむに足りない。この種の特権状を受取る者は——次に述べる如く——ランデスヘルとの特別な守護＝服属関係に入ることになるのである。なお、一般的守護は、疑いもなく、ランデスヘルの築城権 (Befestigungsrecht) ないし Burgbann、また城塞維持のための労働給付に対する要求権と密接に結びついていた。⁽⁴⁸⁾

次に、ランデスヘルの「特殊的な守護」⁽⁴⁹⁾の対象となるものは彼の Kammerrat (直轄権域) にはかならぬ。これには教会、都市、ランデスヘルに隸属する農民 (Grund- und Vogtholden)、および彼の家＝宮廷 (Hof) に居住する者、彼の任命せる Räte⁽⁵⁰⁾、彼の „Diener“、さらにユダヤ人や街道を往来する者 (Gäste) などが含まれる。しかし、ラントシュテンデの成立との関連で重要なことは、これらのうち教会 (むしろ厳密には Prälaten) および都市は「広義の Kammerrat」に属し、他のものにくらべてランデスヘルへの服属関係が比較的弱かったという事実である。なかでもこれは「教会」⁽⁵¹⁾についていえることであり、十四、五世紀いらい教会は Kammerrat から——完全にではないが——離脱し、ラントシュテンデに編入されてゆく。それに反しランデスヘルの Stadtherrschaft⁽⁵²⁾の下に立つ都市の場合は、ヘルへの服属関係がより直接的である。ただし農民支配の場合と異り、この意味でのランデスヘルの支配に服するのは個々の市民ではなく、ラントの下級裁判権をもつ (また Stadträte を選出する限りでは Verwaltung の主体でもある) ゲノッセンシャフトとしての市民共同体である。かかる Stadtherrschaft は一種の Treuverhältnis であり、そこからして都市はランデスヘルに対し „Rat und Hilfe“ の義務を、具体的には正規および不正規の納税

(Steuerleistung) の義務と軍役の義務を負う⁽¹³⁾。もとより、都市領主たるランデスヘルと都市法(＝都市の権利)との関係においても「良き古き法」の原理は妥当したのであり、この前提のもとで、ラントシュテンデとしての都市の権利を基礎づけるところの、市民共同体のアウトノミーが發展しえたのである⁽¹⁴⁾。そして都市のもつ政治的・経済的重要性が、往々にして都市領主権を駆逐し、都市の政治的行動の自由を高度に達成したことは事実である。しかしながらその結果テリトリウムと都市とが一見分離したような場合においてすら、ランデスヘルの都市領主権は原理上維持され、これをよりどころにして中世末期いらい彼は再びラント都市を自己のヘルシャフトに服属せしめることができた。そのさい、ランデスヘルの都市は、たといそれがラントシュテンデの構成員であっても、なお且つ Kammergut であることが力説強調されたのである⁽¹⁵⁾。いずれにしろ、ランデスヘルの都市は、決してラント貴族のヘルシャフトと同じいみで landesunmittelbar であったのではなく、あくまで都市領主としてのランデスヘルの「特殊な守護」の下に立っていたことを忘れてはならない⁽¹⁶⁾。

以上の如き「広義の Kammergut」に対し「狭義の Kammergut」とはランデスヘルのグルントヘルシャフト(Urbargut)のことである。但し中世末期においてそれが有つ意義を財政的角度からあまり大きく評価することはできない。むしろランデスヘルのラントに対する守護権力の行使の現実的な基盤、ないしその不可欠の要因という角度からこれをとらえることが必要である。ラント内に散在するランデスヘルの城砦を中核として構成された彼の直接的ヘルシャフト——この権力基盤なくして „landesfürstliche Gewalt“ は考えられなかった⁽¹⁷⁾。この Urbargut に属するものとしては、まず以てランデスヘル自身に隷属する土地保有農民が数えられるが、更にランデスヘルによって直接的に守護 (bevogten) される教会および世俗貴族の被護農民 (Vogtholden)、それから彼の直接支配に服する小邑

(Markte) の市民共同体もまたこれに含まれる。かれらの上にランデスヘルは „Vogtrechte“ を行使し、その反対給付として毎年の正規租税 (Urbarsteuer) と非常の際の軍役奉仕および不正規租税を要求した。⁽⁷⁸⁾

さいごに、やはりランデスヘルの直接的な守護権力の下に置かれたものとしてユダヤ人があるが、かれらはラントに属さぬ者つまりラント法上 „Gäste“ であり、重い納税義務を負うていた。また街道を往来する過渡的なラント内寄留者のすべても、この „Gäste“ に数えられた。⁽⁷⁹⁾

以上、われわれはランデスヘルによる「一般的な守護」と「特殊的な守護」について概観してきたのであるが、なおいまひとつ、ランデスホーハイトとの関連で、また「特殊的な守護」とのつながりで、考慮すべき問題がのこっている。すなわち下級ラント法廷におけるランデスヘルの Blutbann (流血裁判権)、ランデスヘルのもつ Regalien および Lehnshoheit がそれである。まず市民と農民に対する流血裁判権についていうならば、中世後期のランデスヘルは彼の支配領域の大部分において、直接間接これを行使しており、それが帝国^{ライヒ}に対する彼の独立性を表示していたかぎり政治的な重要性をもつことは疑いないにしても、財政的には無価値であり、また司教や上級貴族 (Grafen, Herren) もこれを所有することがありえたから、それ自体として、余りに大きく評価することはできないと思われる。⁽⁸⁰⁾ では本来国王の大権事項 (留保特権) であったレガリエンに關してはどうか。十三世紀頃には王権の後退にともなうてランデスヘルは広汎にこれを獲得していたが、ランデスヘルシャフトを形成するにいたらなかったグラーフ等の上級貴族、また帝国直属性をもつ司教や修道院なども、例えば鉱山特権、造幣特権といったレガリエンを行使している場合があった。ともあれ、ランデスヘルシャフトとの関連で重要なのは、造幣特権や関税特権、なかんづく商業ルートたる街道 (Strasse) の支配という Regalrecht を通じてランデスヘルが行ったラント流通経済の規制が、彼の「特

特殊な守護」ないし Kammegut 支配の実質的な楨杆として機能したことである。⁽⁸¹⁾ さいにレーン高権 (Lehnshoheit) について言うならば、これがもはやラント法の分野に属さぬことは明らかであるし、またラント内の諸々のグルントヘルシャフトが、ランデスヘルの授与したレーンのみから成っていなかったことも勿論である。しかし他面、十三世紀末以来、ランデスヘルが自己のレーン高権を拡張しようとつとめたことは否定しえない。⁽⁸²⁾ そしてそのさい、レーン法の利用によってランデスヘルシャフトを強化しようとする政策は主として二つの目的をもっていたと思われる。ひとつは封臣の家系断絶のさいにレーンを回収し、以て Kammegut を増大すること、いまひとつは当該ランデスヘル以外の帝国直属封主の権力をラントから排除し、以てランデスヘルの流血裁判権域を拡張することであった。⁽⁸³⁾ しかしながら、ブルンナーによれば、こうしたレーン政策の実質的效果をあまりに大きく見積ることは事実に反する。「本来のランデスホーハイトに比べてレーンホーハイトが如何に影のうすいものになったか」は、ラント貴族に対してラント法上の誠実誓約 (Huldigung) 以外にレーン法上のそれを要求することが往々にして断念されたという事実⁽⁸⁴⁾ によって示されるのである。

[H] Landstandschaft の法的基礎

さて、ランデスヘルシャフトの性格と機能に関する以上の分析によって一層明らかにされた如く、Landesverfassung は、近代的主権国家の支配構造とは異り、ヘルシャフトの重層性をその根本的特徴とするものである。そのさい、なかんづく身分制国家の「二元性」との関連で決定的に重要なことは、ラント法の一体性に対し、ラント居住民の権利の「守護」が二元性をもっていったという事実である。そのことは、ラントの Herr = Vogt としての Landesfürst の中心課題つまりラントフリーデの守護が「一般的な」それと「特殊的な」それとにわかれていたという点において、

„Landständische Verfassung“ 考

最も端的に示されていた。而してさらにこの事實は、ランデスヘルの Verwaltung (Gewalt の行使) が直接には及びえない、独自の権利領域が存在したことを表示する。これがわれわれの行論にとって基本的に重要な前提である。いま結論を先取していうならば、「身分制国家」の成立にさいして、ランデスヘルとの折衝 (Verhandlung) ないし協定 (Paktierung) の主体として彼の前に現われるラントシュテンデ＝ラントシャフトとは、まさしくこの意味での、つまりランデスヘルの守護権域と相補的な守護権域の保持者の総体を指称するものだったのである。権利守護の二元性という、この角度から考察するとき、本来「広義の Kammergut」に属する「教会」と「都市」がラントシュテンデに含まれた理由、また同時にラントシュテンデの中で——若干の例外を除き——両者の実質的地位ないし権能が貴族 (Herren, Ritter) に比して弱小であったことの理由も了解できるであろう。要するに、ラント内の局地的諸権力が、どのていど現実の „Gewalt“ の、したがって „Verwaltung“ の主体になりえたか、がラントシュテンデの地位を規定するのである。

われわれの当面の課題は、初期近代国家の権力構造への展望において、中世末期の „Landesverfassung“ とその変容ないし変質を考察し、それを通じて広義の „Landständische Verfassung“ の歴史的性格をとらえるにある。したがって、ベロウが体系的、総合的に考察した狭義の „Landständische Verfassung“、つまりラントターク (領邦身分制議会) 制度そのものについて立入った検討を加える必要はない。⁽⁸⁵⁾ ここではただ、十四世紀から十五世紀にかけてほぼ並行して諸々のラントで制度的に確立するラントタークが、„Landesverfassung“ といかなる連関をもつか、また „Landesverfassung“ の変容とわれわれが呼んだところの過程の中で、どのように位置づけられるか、といった問題に焦点を合わせながら、事態の基本的側面のみを考察することにしよう。そのことを通じて、同時に „Landesverfassung“

の変容の歴史的意味もまた明らかにされる筈である。

周知の如く、ラントタークなるものがランドスヘルとラントシュテンデとの折衝の場であった以上、問題はまず「ラントシュテンデ」はどのような資格に基いて招集されたのか、そもそも「Landstandschaft」（ラントタークへの出席権）とは本質的にみて如何なるものであったか、というところに在る。そのさいベロウが、彼の特種研究の対象たるユーリヒールベルクをはじめ多くのラントの一般貴族身分（Ritterschaft）の Landstandschaft について確認した次の事實は、この問題を考える上に貴重な指針を与えるであらう。すなわち、彼によれば Ritterschaft は、大部分の領邦においては、領地所有者（Güter-oder Grundbesitzer）としてではなく、城廓所有者（Burgenbesitzer）としての資格で、ラントシュテンデのメンバーに加わっているのである。⁽⁸⁶⁾ 彼は十六世紀以降現われる Landchaftsmatrikel（ラントターク構成員の資格証明手段となる台帳）を、それまで研究されてきた諸領邦にわたってもれなく検討した上で——騎士領の所有ではなく——城廓の所有こそが決定的なクリテリウムであったことを確認し、しかもその場合城廓に附属する耕地の大小は問題にならないという事實を見出したのである。⁽⁸⁷⁾ この事實は何を意味するのであろうか。騎士的軍役が大きな役割を果たした限りでは、もちろんベロウの強調する軍事的な意義（ランドスヘルに対する軍役給付能力）を見逃してはならないであらう。しかし、ラントタークにおける Herrenkuirie（ラント高級貴族よりなる部会）が特殊な状況のもとでのみ形成されたのに反し、Ritterkuirie が、わずかの例外（ヴェルテムベルクやトリール選挙侯国における如く Ritterschaft が帝国直属性を獲得した場合）を除きラントタークの恒常的な構成要素であったこと、しかもラントタークにおいて Ritterschaft が都市代表（これもまた殆んどすべてのラントタークに現われるが）よりもはるかに大きな、決定的役割を演じたことは、⁽⁸⁸⁾ 果してかれらの軍事的給付能力だけから説明できるもので

あろうか。

ここに於いてわれわれは、再び中世的 Herrschaft の本質に関するオットー・ブルンナーの洞察に目を向けねばならない。中世においてヘルシャフトが „Mund“ あるいは „Pflege“ と実質的に同一のものであったことは先に見たが、ヘルシャフトの重層性を特徴とする Landesverfassung の内部に於いて、すべてのヘルシャフトの組織的中核は「家」であつた。「家」——それは「軍事的」形態に於ては「城」である——こそは Hausherr の Gewalt のもとに守護される「特殊フリーデ区域」(Sonderfriedensbezirk) でありミニマムなイムニテート領域 (Freiung) である⁽⁸⁷⁾。そして、ラント内で「合法的な実力」を行使し、以て自己の「家」に属する者 (familia) を守護することが出来るような Hausherr のみが完全な意味でのラントロイテたりえた。中世のグルントヘルシャフトが „Burg und Herrschaft N. N.“ „die Burg, das Haus N. N. und was dazu gehört“ というような表現形式で呼ばれたことは、ヘルシャフトの組織的中核が「家」もしくは「城」であつたことを雄弁に物語るであらう。かくて、ラント法的な意味で Herr たりうるためには、ラントに属し、ラントに „sitzen“ すること、つまり landesunmittelbar な「家」(ラント内の他の家権力の下に置かれていない家) を有していなければならなかつた。⁽⁸⁸⁾ Landstandschaft と Herrschaft の内面的連関がここに示されている。ペロウが Ritterschaft に就て認めたように、Herrschaft に帰属する何らかの個別の権利、たとえば下級裁判権といったものから出発するのでは、Landstandschaft の真の権源は理解できない。Haus を中核とするヘルシャフトこそが Landstandschaft の本来の基柢なのである。⁽⁸⁹⁾ この意味で、貴族身分こそが身分的に構成されたラントフォルクの、つまりラントシュテンデ(ラントシャフト)の核心であり原型であつた。十四・五世紀の交以来成立するラントタークに於てランデスヘルの交渉相手として現われるランデスゲマインデは、史料の上

では一般に Landvolk もしくは Landleute (compromovinales) と呼ばれたが、このばあいのラントロイテは広義の概念であって、狭義のラントロイテはラント貴族 (Herren, Ritter) のみを含むものである。⁽⁹³⁾ ラントシャフトが聖職者や都市にまで拡張されるのは、つまりラント身分集會にこれらが招かれるようになるのは比較的のちのことであり、その場合にすらこれらの諸身分は、前述の如き事情から、「広義の Kammergut」に属するものとしての性格を全く払拭されるにはいたらなかった。⁽⁹⁴⁾ ラントフォルクの本質を把握するためには、したがって、方法論上、ひとまず貴族的シュテンデに対象を限定することがゆるされるであろう。

しかし、それならば、十四世紀から十五世紀への過渡を通じて、到るところで都市や聖職者が Landstandschafft を獲得したという事実、はどのように説明されるのであろうか。この問題を考えるに先立って、われわれはなおいまひとつの点に注意しておかねばならない。すなわち、ラントタークに現われる中核的ラントシュテンデの意味での「Ritterschafft」なるものは、これ自体が中世末期における歴史的な発展の所産だったということである。完成した形でのラントタークの中で、Landherren (具体的には freie Herren, Herren, Grafen 等とよばれる) が Ritterkuriie とは別個の Herrenkuriie を形成するか否かとは無関係に、「もともと Landherren がラントロイテであり、Ritter, Prälaten また都市は、ランドスヘルシャフトの直接的な領域に属して」いたのであり、「これらのグループは、この領域から自己を解放したかぎりにおいて、ランドスゲマインデに割り込んだ」のである。⁽⁹⁵⁾ そのいみでは Landherren つまりラントの高級貴族こそが最も原初的なラントロイテであり、「meliores et maiores terrae」であつたと考えられ、ランドスヘルの „primus inter pares“ としての性格(上述)は、このような初期の段階でこそ前面にあらわれていたと見るべきであろう。⁽⁹⁷⁾ 而してこの時期は、シュパンゲンベルクが明らかにした如く、十三世紀の諸領邦に見られると

ころの所謂ベーデ協約(Bedevertrag)にもかかわらず、ラントの政治的統合が未だいちじるしく不安定な時期であり、十四世紀に入ると、モナルヒッシュな領域国家の形成という角度から見ると、「逆行」ないし「退化」の現象が顕著になりさえたのである。⁽⁹⁸⁾ この「逆行」「退化」が何によってもたらされたか、なかんづくそれが経済史家のいわゆる封建社会の「危機」といかなる内面的連関に立つかを究明することは、それ自体極めて重要な研究課題であろうが、この過程の経済的基礎を検討することは本稿の範囲をこえる。さしあたり、当面の問題とのつながりで注目すべきは、十三世紀から十四世紀にかけてのランデスヘル行政の弛緩とまさに対応して、いたるところでミニステリアーレンの上昇、すなわちランデスヘルや高級貴族の家僕的性格の「不自由」身分から「自由な」Ritter身分への転化、それを通じての新しいラント貴族身分 Ritterschaft の形成過程が完了したということである。このことは、おそらくラントターク制の成立、さらにひろく „Landständische Verfassung“ の形成にとって、決定的に重要なファクターである。⁽⁹⁹⁾ もとより、それと並んで、教会グルントヘルシャフトがランデスヘルの Vogtei-und Eigenklosterrechte の拘束から広汎に離脱したこと、またなかんづく特殊ヨーロッパ的な Bürgergemeinde としての都市の抬頭も見逃してはならない。⁽¹⁰⁰⁾

ともあれ、十三〜四世紀にわたるこのようなラント体制の変動を背景としてのみ、聖俗のグルントヘルと市民共同体(都市)よりなるラントシュテンデの「政治的」抬頭、ネフのいわゆる「第二の国家権力」の出現は理解されうるのである。⁽¹⁰²⁾ だがそのさい、なお二つの疑問が起ってくるであろう。第一は、聖界グルントヘルがその「ヘルシャフト」を現実に貫徹したかぎりで世俗貴族と同様ラントシュテンデに含まれ得たことは一応説明がつくとしても、都市の場合、その Landständische Verfassung は何を根拠にして成立しえたかということである。この点は、市民共同体としての都

市が、その „Gemeinderechte“ を通じて、個々の Genosse たる市民に対し、グルントヘルが Grundholden に対して行使したそれと本質的に変りない Herrschaft を行使しえたという事実から説明されるであろう。ランドスヘル(103)の「広義の Kammergut」から離脱した限りで、都市の Gemeinderechte は聖俗グルントヘルの Herrschaft とアナログな守護機能を実現し、それが Landstandschaft の法的基抵となった、と考えられるのである。この意味で、原理上、次のようにいえる。すなわち、ランドスヘルの「特殊的な守護」の対象たる Kammergut に属しない、局地的なヘルシャフトの主体のみがラントシュテンデたりえたと。第二の疑問は、それならば、ランドスヘルの狭義のヘルシャフトの権域とシュテンデの権域とを果して明確に、一義的に区分することができたかどうかということである。現にペロウの実証は、シュテンデの構成がいちじるしく首尾一貫性を欠くことを明らかにしたのではなかったろうか。(104)だがペロウはこの不規則性を、結局は、その時々的情勢によって決定される「斗争」の所産として説明している。そしてこれは根本的に正しいと思われる。「合法的な実力」が存在しえたような Landesverfassung を、われわれは決して静態的にとらえてはならないであろう。「良き古き慣習」たるラント法の支配する世界では、ラントシュテンデと Kammergut の判別基準も、決して固定的なものではありえず、両者の境界線は長きにわたって浮動的だったと考えねばならない。(105)そこでは権利の守護能力、一般的意味での Vogtei そのものが権利としては常に争われ得たとみるべきであろう。理念における「法」と「道徳」の一体性（あるいは更に宗教による法の基礎づけ）、しかしその反面における「権利」と「権力」の結合という現実——これが中世のラントのダイナミックな実態であった。

〔六〕 ラントタークの成立契機 — *consilium et auxilium*

以上の如き Landesverfassung の基本的性格を念頭においた上で、われわれは「身分制国家」つまりラントターク

におけるランドスヘルとラントシュテンデとの相互折衝を必然的契機として含みつつ運営される領域支配機構の形成、発展を、その基本線においてとらえ、そこに Landesverfassung の変容を跡づけてみよう。

かつてテオドール・マイヤーは、高期中世における「近代ドイツ国家」の基柢の形成を考察したさい、従来用いられてきた「封建国家」(Feudalstaat) と「官僚国家」(bürokratischer Staat) という対立概念のかわりに、「人的結合国家」(Personenverbandsstaat) と「制度的領域国家」(institutioneller Flächenstaat) なる二範疇を導入した。⁽¹⁰⁶⁾その後中世史学界で広く採用されたこの新しい対概念は、マイヤー自身においては、前期および高期中世の具体的諸關係に即して構成されたものであったが、オットー・ブルンナーは、戦後、マイヤーに捧げた論文の中で、それら二範疇を更に類型化しつつ、ヴェルナー・ネフのいわゆる「近代国家の初期形態」つまり「身分制国家」を「制度的領域国家」の概念で把握することを提唱した。⁽¹⁰⁷⁾但しその場合、ブルンナーは上記の二範疇をすぐれて「理念型」的な意味に理解し、「人的結合国家」と「制度的領域国家」とは、相交代する二つの国家類型であるだけではなく、「恒に並存しつつ、対抗しつつ、ともに作用している二つの組織型態」であって、両者は相互關係の中でとらえられねばならない、と考えている。われわれは、ブルンナーの「ラント」概念をも一個の heuristisch な「モデル概念」として受取る立場から、とくに後者の点に重点を置きたい。そして、後述の如き理由にもとづき、中世ラントの変容を通じて形成される「身分制国家」を、すぐれて過渡的な形態、あえていうならば「人的結合国家」と「制度的領域国家」の混合型と理解したのである。⁽¹⁰⁸⁾因に、われわれのこういう理解が、決してブルンナーの方法論の不当な歪曲を意味するものでないことは、彼自身、別の論文の中で次のように述べているところから証明されると思う。すなわち彼は、近代的主権国家の形成の「モデルケース」としてフランスをとりあげながら、フランスの王権が「地方行政」を拡大し

権利守護の名のもとに局部的諸権力（諸々のグルントヘルシャフトや都市）に介入してゆく過程に触れたのち、「この行政国家（Verwaltungsstat）すなわち“制度的領域国家”に対抗して“シュテンド”つまり局部的諸権力——それら諸権力は、an sich には君主に帰属せずしたがって関係者の同意を必要とするところの諸々の給付について、ここで彼と折衝する——が形成される」と述べているのである。⁽¹⁰⁸⁾「専門官僚に担われる行政機構」と「シュテンド」の両者が、成立しつつある「近代的国家」の二つの「基本構成」を示す、とブルンナーは考え、この点でネフの見解に全く同意したのである。以上の如き視角から「身分制国家」の形成をラントの権力秩序の再編成としてとらえるとき、問題の焦点は、「公共の福祉」の理念に導かれたラントフリーデ政策の推進（フェーデの制限→排除）、それにもなう中世的法観念の変動（とりわけ Lex と Jus との解離）にしばられてくるであろう。以下この点について若干考察してみたい。

「身分制国家」の微標たる、持続的な制度（Institution）としてのラントターク（Landtag）⁽¹⁰⁹⁾は、「緊急」（Not）の場合にランデスヘルに対し「助言と援助」を与えるラントロイテの義務から生じてきたものである。「助言と援助」⁽¹¹⁰⁾（consilium et auxilium）は、“Huldigung”によって基礎づけられた誠実義務の表現であった。さきに見た通り、ラントの Vogt としてのランデスヘルの義務はラント、ラント法ないしラントフリーデの守護に存し、このことに対応してラントフォルクが「助言と援助」の義務を負ういうところに、ランデスヘルとラントロイテの基本的関係が見出されるのである。しかし Landesverfassung がヘルシャフトの重層性によって特徴づけられていた限り、“Schutz und Schirm”と“Rat und Hilfe”の対応関係は、例えばグルントヘルシャフトのもとにも存在した。ともあれ、「助言と援助」といわれるもののうち、決定的な重点は“Rat”に存し、もともとの意味では“Rat”は“Hilfe”を内包し

していたのである。「Rat」は全人格的な責任負担として、「誠実」(Treue) 関係の本質に根ざすものであった。⁽¹¹²⁾ この原
 初的 „Rat“ 観念は „consilium et auxilium“ というフォルメルにおいて „geistig“ な助力と „physisch“ な助力とに
 分離してはいるが、その場合にも „consilium“ は単なる無責任な助言ではなく、現実の援助行為を助言者に義務づけ
 るものであった。ラントタークでの商議の中で第一級の重要性をもつ貨幣給付 (Steuer)⁽¹¹³⁾ の本質は、否そればかりか
 ラントタークという制度全体の意味は、実に „Rat und Hilfe“ の観念からのみ歴史的に把握しうるであろう。⁽¹¹⁴⁾ そして
 ラントタークがこの意味で中世的法観念を本質的な前提にもっていたということ、いいかえればラントタークの成立
 契機が Landesverfassung 自体の中に横たわっていたということは、旧時のラントロイテの裁判集会たる Landtaiding
 と新たに出現するラントタークとが、両者の間に直接のつながりはないにもかかわらず、結局は共通の土台に立っ
 いたことを物語る。⁽¹¹⁵⁾ そのかぎりで、ラントシュテンデの起源をラートに求める説は正しかったといえよう。しかしな
 がら、十四世紀、ラントの政治的結合の弛緩期に現われたランデスヘルの諮問機関としてのラート、つまり „con-
 silium iuratum“⁽¹¹⁷⁾ (der geschworene Rat また „heimliche“ Räte などとも呼ぶ) をラントタークと同一線上でとらえ
 るのは全く誤っている。なぜなら、Dienstzeit を通じて君主のラント行政を輔佐する義務を負うこの種の „Räte“ は、
 それが任命制である点からも明らかなように、また Landtend なる者を君主がこのんでこれに任用し、その結果ラント
 ロイテの反撥をうけたことからいっそう明らかであるように、本来はランデスヘルがシュテンデの制肘から可及的に
 自己を解放しつつしかも形式上自己の行政行為を合法化しようとの意図で設けた、ヘルシャフト的オルガンであった
 と考えられるからである。⁽¹¹⁸⁾ われわれにとって重要なのは、Landtaiding の場における、あるいはその他の形における
 ラントフォルクの „Rat“ が、主としてブルンナーのいわゆる „Zusammenwirken“、つまりランデスヘルとラントロイ

テとの共同行為という形でおこなわれたことである（もとよりこの性格がのちのラントタークに於て消滅したわけでは決していないことは、中世末期から近世初期のテリトリアルシュタートではラント立法が殆どランデスヘルとシュテンデとの協力によって行われたことから明かである）。その場合、上述の事情から理解される如く、“Rat”を与えることは、何よりもまず、個々の Landmann また同様に全体としてのラントフォルクの義務であつて、権利ではなかつたことに注意せねばならない。権利ということがいえるとすれば、それはただ、君主は「法」の枠内でのみ行動し得、したがつて何が「法」であるかが疑わしい場合には常に“Rat”を必要とした限りに於てであつた。“Rat”は、その性質上、これを与えた者をも拘束する。かくてランデスヘルは、“Rat”の義務を通じて、自己の重要な政治行為についてのラントロイテの同意（consensus）を確保し、そのことによってまた自己の行為の永続的な妥当性を確保することができたのである。例えば、ランデスヘルシャフトの家産制的性格にともなうディナスティー内部の Erbvertrag, Hausvertrag あるいはディナスティー相互間の婚姻契約などにあたつて、ランデスヘルが常にラントフォルクの同意と署名を求めたことは、彼に忠誠（Huldigung）の義務を負う者たちの“Rat”を得ることによつて、彼らから将来生じうべき異議を前以つてとりのぞいてしまふ意図に出ずるものとして理解されるであらう。⁽¹⁹⁾

〔七〕 シュテンデの義務と権利

さて、ラントタークの成立の法的基根が Landesverfassung とすに於ける Treuverhältnis の表現たるラントフォルクの“Rat”義務に求められることは、以上によつて一応明らかにされたが、持続的な制度としてのラントタークの機能ないし任務を理解するためには、なお検討すべき問題が残されている。ペロウやヒンツェが身分制議會の成立をモナルヒッシュな領域国家形成との密接な連関でとらえ、ラントタークの役割を何よりもまずラントシュテンデ

の財政的・軍事的な「給付」(Leistungen)に関する商議に求めたのは根本に於て正しく、今日でも定説として妥当しうであらう。なかんづく、都市をも加えたラントシュテンデの頻繁な招集が、ラントの家産制的構造、ないしシュペンゲンベルクのいわゆる「すべての公的権利の私法的理解」を前提とし且つラントスヘルの行政任務の増大によって拍車をかけられたところの、ラントスヘル財政の逼迫、それにともなう「租税」賦課の必要性を最大の契機としてゐることは、これまた周知の如くである。⁽¹²⁰⁾この事實は Landesverfassung との関連に於てどのように説明されるのであるうか。このさい特に注目しなくてはならないのは、„Hille“の性格である。「援助」は、ただ「緊急」の場合における不正規の (außerordentlich) 給付としてのみ提供された。それは、例えば農民が領主に支払う Zins の如く、規則的に反覆されるものではなく、且つまたその本性上不定量であつて、場合場合に應じ、「緊急」(Noth) の程度によつてその量を確定される必要を伴うものであつた。そして「租税」や「軍役」は、まさしくこのような「不正規の給付」にはかならないのである。⁽¹²¹⁾この点を、ラントシュテンデとは本来ラントスヘルが eigenmächtig に介入することのできない局地的守護権域の保持者であるという前述の点と併せ考えると、われわれは始めてラントタークにおける商議の性格を、また何故にラントタークがラントスヘルによつて招集されたかの理由を、正しく認識することができるであらう。本来的・自明的にはラントスヘルに認められていない諸給付をうけとるためには、かかる給付の提供がその権域への牴触を意味するところの、すべての者の „Rat“ (この場合には consensus の形をとる) ⁽¹²²⁾を必要とした。そしてそのさい、„Rat“を基礎づける „Treue“ が本質上相務的な関係であつたところから、これにもとづく合議は、おのずと „dualistisch“ な契約的、性格をおびざるをえない。ブルンナーが、旧時の裁判集会たる Landtaiding との比較において、ラントタークではラントスヘルとラントロイテ (シュテンデ) との相互折衝 (Miteinanderverhan-

(deln) が前面にあらわれる、と述べた意味は、この点から理解されるであらう。もとより、「契約的性格」とはいつても、それは対等な二つの権利主体の間の契約関係ではない。形式上はシュテンデによる „freiwillig“ な給付提供が語られたにしても、給付の提供それ自体についてシュテンデがイエスカノーかを答えることが随意だったわけでは決してなく、すでに見た如く、ラントの緊急事態 (necessitas, Not) に際してランデスヘルに「援助」を行うことはラント法上シュテンデの義務とされていたのである。ラントタークで商議の対象となりえたのは、ただこの「緊急」の度合、それに応じて提供さるべき「援助」の量ないし種類だけであった。⁽¹²⁵⁾ さらにまた、不正規の租税ないし軍役の提供に関する商議に同意といつても、ラントシュテンデは局地的な守護権 (イムニテート) の主体であった以上、実際には、彼らの守護のもとにある被護民 (Holden) の租税や軍役の提供についての同意が問題なのであった。いいかえれば、シュテンデは „Steuer und Reise“ ⁽¹²⁶⁾ に対するかれらの権利 (これは an sich に認められていた) を一時ランデスヘルに委ねた、と解されるのである。⁽¹²⁷⁾ 同じくラントシュテンデといつても、個々の身分の間で、給付に関する折衝の仕方や同意の種類ないし程度の点で差異がみられるという注目すべき事実は、まさしくこの点から理解さねばならない。本来の、完全な意味でのラントロイテは貴族 (Herren およびそれと同等の権利能力を獲得した Ritter) のみであつたという上述の事情は、Klosterherrschaft や都市がランデスヘルの直轄権域から一応離脱した段階に於てすら、一般にドイツでは、⁽¹²⁷⁾ これら新しいシュテンデの権利能力に見逃しがたい痕跡をとどめた。聖職身分と都市とは貴族身分が負わない正規給付の義務を負うのみならず、ラントタークの成立した時期に於てもラントタークと別個に、直接、ランデスヘルによって不正規給付を要求されることがあつた。またラントタークに於てさえ、かれらの地位は貴族のそれと異り、聖職身分は、名目上はシュテンデの中で第一のランクを占めたとしても、しばしば都市と共に貴族

とは別個のグループを形成し、これに対しては貴族身分に対するよりも高度の租税要求が貫徹されたのである。⁽¹²⁸⁾

ところで、身分制国家の „Dualismus“ との関係で見逃せないのは、これらの不正規給付（租税・軍役）に関する同意とひきかえに、ラントシュテンデが、かれらの共通の権利領域にかかわる「請願」ないし「陳情」(Beschwerden) をランデスヘルに提出し得たことである。ここにわれわれは、いわゆる „Indigenatsrecht“ つまりラントの重要官職をラントロイテ（とくに貴族）にのみ留保する権利をも含めて、シュテンデの権利の発展を見出すことができる。⁽¹²⁹⁾ 「誠実関係」の本質上、「助言と援助」を提供するラントロイテは、これを要求するランデスヘルが彼の義務を十分に果たすことを期待しえた。そこからしてシュテンデは、ラントの置かれている政治的情況を利用しながら、彼らが本来的 (an sich) にはもっていない諸権利を獲得することができたのである。とりわけランデスヘルシャフトが、デYNASTEY の相続権をめぐる紛争や、ラント分割や、ランデスヘルの未成年などのゆえに、麻痺状態に陥ったような場合、シュテンデが、いわばラント行政にかかわる „Instanz“ としての役割を与えられ、大幅な政治的活動を行いたことは周知の如くである。⁽¹³⁰⁾

しかしこれらの政治的な（ペロウやネフの理解するところでは国法的な）諸権利がラントタークでの商議を通じてシュテンデに認められたとしても、それはあくまでラント法上シュテンデが負う「助言と援助」の義務を前提とする、いわば第二次的な形成物であったと考えねばならない。これに反し、ラントタークの本来の機能に属するものとして、不正規の租税や軍役提供に関する折衝と並んで、いまひとつ重要なのはラントフリーデに関する協定 (Landfriedensverträge) である。ラントフリーデ立法（フューデ権の規制）は、ラントの守護者としてのランデスヘルが単独でも行いうる性質のものであったが、中世の立法行為が一般にそうであるように、この場合にもラントロイテの

有力な者たちの「助言」を得ることは、つまり「協約」という手続きでこの立法をおこなうことは、ラントフリーデ政策の実効性を確保するために必要なことであった。そして、かかる商議を通じて、単にフェーデ権の濫用防止やフリーデ破壊者に対する処罰の組織化にとどまらず、差当りは一定の期間を限ってであるにせよ、フェーデ権の放棄さ
え行われたという事実⁽¹³¹⁾に注目しなければならぬ。「帝国」のレベルではその効力を貫徹しえなかったラントフリー
デ運動が、十三世紀以降におけるランデスヘルシャフトの発展にともなう、ラントの次元でいかなる積極的な機能
を果したか、とりわけ Ritterschaft を中核とし都市や教会をも加えたラントシュテンデが、この運動の中でいかなる
役割を演じたかという問題は、ランデスヘル権力による領域支配の客観化・制度化との連関で、今後の大きな研究課
題となるであろう。⁽¹³²⁾アイヌングの歴史的意義も、この見地から再検討される必要があると思われる。⁽¹³³⁾

〔八〕 新しいラント概念の成立

ラントフリーデ立法はもとより、これと並んでラントタークにおける商議の核心であった一般的租税賦課への志向は、それらが、いずれも「公共性の理念」ないし「公共の福祉」の理念に導かれ、その立場からラントロイテの本来
的権利領域への介入を行うものであったという点で、Landesverfassung の変容を如実に表現していたといわねばな
らない。ヒンツェが国家的生活の近代化のメルクマールとした「国家経営の強度化 (Intensivierung) と合理化」⁽¹³⁴⁾がそ
の基本的内容であり、その過程で中世的法観念の特質たる「理念的な法と実証的な法との未分化」状態が破れ、ブル
ンナー流にえば „Jus“ と „Lex“ との分離⁽¹³⁵⁾が進行してゆくのである。シュパンゲンベルクが領域支配権の強化を支
える理念的武器として重視した「ローマ法の導入」の意義は、⁽¹³⁶⁾とりわけこの点から評価されるであろう。中世ラント
法の知らなかった「公法」と「私法」の区別、統一的な領域支配権としての「公権力」の主張は、しかし自ずから中

“Landständische Verfassung” 考

世的な所有権つまり「物」と「人」とに対する守護権としてのヘルシャフトに抵触せざるを得ない。ラントタークへの出席を——時には威嚇的に——要求するランデスヘルの命令 (Gebot) に対して、ラントロイテは最初のうち消極的に抵抗し、ボイコットによって自己に負担を課するような議決の成立を不可能ならしめようとつとめた。また彼らは、ラントタークの議決は出席者にのみ拘束力をもつという立場を主張しさえした。それにもかかわらず、早くも十五世紀のうちに、ラントタークへの出席義務も、またラントシャフト全体への拘束性も、いたるところで貫徹されたのである。⁽¹³⁷⁾ここに、旧来のラントの観念を掘りくずしつつ、新しいラント——ラントシャフトの観念が成熟してくる。

今やラントはランデスヘルの中から、かれの命令権の客体、つまり“Gebiet”として、彼の「領域」として把握されはじめる。だが、そのことは本来の Landesverfassung を特徴づけたヘルシャフトの重層性が直ちに消滅したことを意味するものではない。それは単なる“Ansätze”を示すにすぎない。まさにそこからして、身分制国家の「二元性」の理解をめぐって久しく論議されてきた問題、つまりラントシュテテンデによるラントの代表 (Representation, Vertretung) の権利が、“Landständische Verfassung”の基本的なファクターとして、また同時にランデスヘルシャフトの適法性の根拠 (Legitimitätsgründe) として現われてくるのである。ラントシュテテンデがいかなる意味で、またどの程度まで全ラントを「代表」したかについての論争に、いまここで立入る必要はない。ここではただ、中世末期におけるラント概念の二義性を説くヘルビックでさえ、ラントシュテテンデがラントそれ自体を表現したというブルンナーの主張の正しさを認めていることを指摘するにとどめよう。シュテテンデの抬頭を通じてはじめて、ハルトウングのいわゆる「ディナステীরの私法的な所有権概念に對抗し、独自の利害をそなえる一個の公共体 (Gemeinwesen)⁽¹³⁸⁾」としてのラントシャフトの観念が成立したのであった。

ただその場合、ランドスヘルとラントロイテとの相互折衝を通じて明確化してくる新しい（或は狭い）意味のラントの概念が、ランドスヘルの直轄権域カンマーグットに属さない限りにおけるラントを意味するものであったことは、今更いうまでもない。そしてこの意味でのラント観念が、十五世紀ごろになって突然現われてきたものではなく、その起源は——支配権域の「二元性」が深く *Landesverfassung* に根ざしていたかぎり——十三世紀にまで遡りうるものであるというブルンナーの主張は、十分な根拠を有っている。⁽¹⁴¹⁾しかし、ランドスヘルシャフトの初期の時代においては未だラントスヘルとラントロイテとの「共同行為」が前面に出ていたのに対し、今や *„Rat und Hilfe“* をめぐる両者の折衝が反覆される中で、時と共にますます両者の権域の対立と境界設定がきびしさを加え、ラントシャフトが何らか「行為能力」をもつコルボラチオンとしての性格をおびてくることもまた事実なのである。⁽¹⁴²⁾この意味で、いささか逆説的に聞こえるかも知れないが、身分制国家の「二元主義」は、その歴史的根基を *Landesverfassung* そのものの中にもっているにもかかわらず、この「二元主義」がいわば顕在化する過程は、すでに *Landesverfassung* の変容ないし解体を表示していたというべであらう。ラントタークを中核とするシュテンデ的組織の完成は、「公権力」としてのランドスホルハイトの強化の対応現象なのであり、この過程が進めば進むほど「君主と人民の上に立つ法」という共通の土台は脅やかされる。十六世紀に入ると君主権力は「何が適法であるか」を単独で決定し、ラント法を彼の意味において解釈しようとする。そのことによってラントシュテンデの法的地位はますます *„privat“* なものとならざるをえない。たしかにネフが力説する如く「絶対主義」の下においてさえ中世的法観念は完全に駆逐されえなかつたにしても、したがってまたラントシュテンデの *„Jura et Libertates“* は依然「良き古き慣習」に根ざしていたにしても、こうした慣習のうち何が「法」であるかは、今や君主（ないしその *„Räte“*）が決定するようになるからである。⁽¹⁴³⁾

中世末期から近世にかけてのこのような変動、つまりランデスヘルシャフトの「国家主権」(Origkeit)への転成は、もとより、すぐれて政治的、de facto な過程である。de jure には、例えば十四世紀中葉オーストリアの太公ルドルフ四世の場合の如く、ランデスヘルが、いわゆる皇帝の特権状にもとづいて、自らを „imperator in territorio suo“ と主張することはありえた。⁽¹⁴⁾ しかし注目すべきことに、まさしくこのランデスヘル自身が、財政難打開のために一方的な貨幣改鑄を断行する能力をもたず、それに代る手段としての飲料税 (Ungelt) の賦課を、ラントシュテンデとの協約を通じてはじめて正当化することができたのである。⁽¹⁵⁾ 中世的な「抵抗権」の排除、合法的な実力行使としての「フューデ」の抑止は、——ローマ法概念の導入の意義はそれなりに評価さるべきであるにせよ——結局のところ de facto な次元での領域支配権の拡充強化を前提としていたといわねばならない。カール・シュミットが近代「国家主権」の根源を「緊急権」(Notrecht) に求め、「法」と「権力」との切点に位置する「限界概念」(Grenzbegriff) としての性格をそこに見出したように、⁽¹⁶⁾ „Souveränität“ とは、法的なモメントと政治的なモメントを共に内包する概念なのである。そしてまさに、「行政国家」(Verwaltungsstaat) としての近代的主権国家の形成が、何よりもまず de facto な過程であったからこそ、その過程において現在われわれがいう意味での「憲法改正」は必要でなかった。ラントの「良き古き慣習」は、中央および地方行政組織の漸次的強化拡充にともなう君主権力の事実上の増大にもかかわらず、原理上否定されることがなかったのである。いわゆる「絶対主義」のもとにおいて実現されたものは、モナルヒシヤな Verwaltungsrecht の形成、それを支える物理的な強制力による旧き Landesverfassung の形骸化、つまり de facto な次元での「Verfassung」の空白状態 (ネフ) にすぎず、それなればこそ「絶対主義」の否定は、引き続き君主制が維持されたところにおいても、成文の国家基本法としての「憲法」の制定を必然的にとみなわざるを得

なかつたのであつた。⁽¹⁴⁷⁾身分制議會の招集（その権利はランデスヘル、一般的にいえば「Fürst」にのみ属した）が「絶対主義」のもとで事実上行われなくなったとしても、広義における「Landständische Verfassung」は依然存続している。このことは、近代的主権国家の「モデルケース」としてのフランスに於て、革命の前夜に全国三部会が旧來の方式にもとづいて招集されたという一事を以てしても明らかであろう。「国家」と「社会」との解離が、「絶対主義」のもとで漸次的に進行しつつ、しかもなお完成するにいたらなかったといわれる意味はここにある。「絶対主義」の国制的性格についての立入った検討は次章に譲り、ここでは差当り、われわれが身分制国家を「人的結合国家」と「制度的領域国家」の混合型と規定した点に即して、中世末期に始まる Landesverfassung の變動の歴史的意味内容を要約的に述べておこう。

〔九〕 Verfassungsstaat とその身分制国家

問題の中核は、中世のラントに於ては局地的なヘルシャフトに分有されていた守護權力 (Schutzwalt) が、モノルヒッシュな官僚行政——とりわけ地方行政——の拡充強化にともない、ランデスヘルの政府に逐次吸収され独占されてゆく過程である。そのさいランデスヘルは「狭義の Kammergut」を実力的基盤とし、これを量的に増大しつつ、「広義の Kammergut」を可及的全テリトリウムに拡大しようとつとめた。教会領および都市が再び「広義の Kammergut」に実質的に編入され、⁽¹⁴⁸⁾他方ではラント貴族のグルントヘルシャフトが次第に単なる „Rentenherrschaft” へと退化してゆく過程にそれはよく示されている。そしてこの過程はまた、ランデスヘルの租税高権の貫徹と並行するところの、官職原理にもとづく地方行政の劃一的組織化、つまりいわゆる Gerichts- und Amtsverfassung (フランスの bailliege 制に対応する) の形成をその背後にもつものであつた。⁽¹⁴⁹⁾グルーベが指摘する如く、かかる地方行政の

組織化は、本来「ちまぢまな Herrschaften, Güter, Lehn, Hoheitsrechte の束」から構成されるのを通例としたテリトリウムが、「その構成部分の法的性格とは無關係に一個の統一体と見なされはじめ」たことの証左として、⁽¹⁵¹⁾ ランデスヘル行政の合理化・制度化、つまり「制度的領域国家」の形成にとって基本的なファクターをなすものと考えられる。だが他面において、このような合理化がシュテンデの抬頭、なかんづくシュテンデの組織そのものがほかならぬこの Amt と緊密に結びついたことのゆえに、十分な一貫性を以て遂行されえず、「中世末（一五〇〇年前後）に見られる Amt 編成が、おどろくべき頑強さをもって、啓蒙的絶対主義の時代まで、それどころか多くの場合は旧帝国の終りにいたるまで自己を維持している」⁽¹⁵²⁾ 事実もまた、ひとしく注目されねばならない。いずれにせよ、しかしかかるランデスヘルの地方行政機構が実質的に機能し、ランデスヘルシャフトが Souveränität としての性格を獲得しうるためには、それを現実に保障する物理的強制力の存在が必要である。そのかぎりでは、ラントシュテンデ勢力の衰退の一要因として指摘されるランデスヘル側の manipulation（例えば都市と貴族との利害対立を巧みに利用し、これらを相互にかみ合わせる如き政策）⁽¹⁵³⁾ とならんで、当然、中世末期以来の軍、事、力の再編成、つまり銃砲の導入にもなう „Burg“ の防衛力の低下、戦術の変化や騎士の軍役の解消、といった一連の事実を無視することはできない。⁽¹⁵⁴⁾ 十六世紀に入つて、フェーデの排除、ラントフリーデ政策の達成を見た段階では、ラントタークにおける商議は——宗教問題の如きいわば第二次的な事柄を別とすれば——何よりもまず一般的ラント租税の協賛にその焦点がしぼられてゆく。そして、ランデスヘルを負債引受けの交換条件として、シュテンデが独自の租税管理機構（ブランドンブルクの Kreditwerk、バイエルンの Landschaft、メックレンブルクやヴェルテムベルクの Landkasten の如き）をつく⁽¹⁵⁵⁾ りあげ、ラント財政の「二元主義」が尖锐な形をそなえたことは事実であるにしても、かかる「完成された二元主義

は末期的な現象形態であつて、すでに凝結硬化のしるしをおびて」いたのである。⁽¹⁵⁸⁾

ランドスヘルの権力に對置される權利主体としての、狭い（あるいは新しい）意味でのラント＝ラントシャフトの形成は、「法共同体」としての中世的ラントの変容のはじまりを意味するものであるが、これは他面から見れば中世的所有権が解体しはじめる過程でもあったと考えられる。「守護権」が、つまり Verwaltung の權利がランドスヘルとその官僚機構に吸収されればされるほど、シュテンデのもとにおける Verwaltung と Eigentum の分離が進行する。何よりもまず行政法 Verwaltungsrecht としての「公法」が形成されてゆく對極に、「私法」の分野の成立への展望が開けてゆくのである。国家生活の制度化 (Institutionalisierung)、「制度的領域国家」の發展は、やがて「絶対主義」的な „Polizeistaat“⁽¹⁵⁷⁾へと歸結するであらう。しかしながら、ランドスヘル権力の verfassungsrechtlich な地位に目を向けるとき、そこには未だ「人的結合国家」を特徴づける「契約的性格」が維持されているのを見逃すわけにはいかない。アムト制度が十五世紀中葉までに完成したヴェルテムベルクにおいて、最初の統一的ラント立法たる太公エーベルハルトの Landesordnung がすでに一四九五年におこなわれているにもかかわらず、一五一四年には「依然として旧來の、究極に於ては私法的な觀念に支配された」テュービンゲン協約⁽¹⁵⁸⁾がランドスヘルとラントシャフトの間に成立し、これが実に十八世紀末葉にいたるまで、この身分制國家の「自由のマグナ・カルタ」としての役割を演じ得た事實は、すこぶる示唆的である。しかし、ここでランドスヘルの契約相手として現われるラントシャフトは、すでに原理上かれの「臣民」(Untertanen) と觀念されていた。⁽¹⁵⁹⁾ランドスヘルの特權的な臣民(ヴェルテムベルクの場合には Amtsstädte の上層市民)としてのラントシュテンデ——この觀念の成立が、中世的な Landesverfassung の変容の随伴現象であつたことを、われわれはとくに注意しなければならない。そして、ランドスヘルの側から見た

特権的臣民としてのラントシュテテンデの形成は、これを身分そのものに即して考えると、ブルンナーのいわゆる Herrschaftsstände⁽¹⁰⁾ から Sozialstände への転化を示す以外の何ものでもなかったのである。

註

- (1) Fritz Hartung, Herrschaftsverträge, S. 64 f. なお、一九六五年五月五日北海道大学におけるシンポジウム（その議事録の大要は『北大史学』一〇号、六三頁以下参照）の席上 Herbert Helbig もこの困難性を指摘。これに対し Karl Bosl は、一応その点を認めながらも、なお且つ、今後の課題として一般的な発展の「基本線」を明らかにすることの必要を強調した。
- (2) Vgl. Oskar Halecki, The limits and divisions of European History, 1950, S. 7 ff.
- (3) Otto Hintze, Weltgeschichtliche Bedingungen der Repräsentativverfassung, HZ 143.
- (4) Ders., Typologie., S. 120 f.
- (5) 第一章の註(1)に掲げた Cam=Marongiu=Stökl の共同報告, „Introduction“ 参照。
- (6) 前註の共同報告（本論は三部よりなる）では、とくに第二部を „General and comparative discussions“ と題して、身分制議会史に関する理論的研究を展開している。
- (7) マロンジウ自身、彼の主著のひとつたる『イタリアにおける議会』の第一部「発生的要因」の中で、イタリア以外のヨーロッパ

諸国の身分制議会史をふまえて、すぐれた理論的、比較史的考察を行っている。Antonio Marongiu, Il Parlamento in Italia nel medio evo e nell'età moderna. Contributo alla storia delle istituzioni parlamentari dell'Europa occidentale, 1962, Parte Prima : Momento (e Processo) genetico.

- (8) Relazioni, S. 29 f.
- (9) 第一章の註(4)に掲げた Otto Brunner, Land und Herrschaft, 3. Aufl. 1943, 4. Aufl. 1959.（本稿での引用はすべて第四版による）
- (10) Brunner, Land und Herrschaft, Kap. IV Haus und Herrschaft.
- (11) Brunner, a. a. O., S. 234 ff.
- (12) Brunner, a. a. O., S. 413 ff. 以下には Below, Tezner, Rachfahl, Hintze などに代表される旧学説への鋭い方法論的批判も含まれている。
- (13) 以下に Das Problem einer europäischen Sozialgeschichte, HZ 177, 1954, S. 469 ff.（この論文はその後ブルンナーの論文集 Neue Wege der Sozialgeschichte, 1956. に収められた。本稿での引用はこれによる）および本稿第二章の註(5)に掲

た。Die Freiheitsrechte in der altsächsischen Gesellschaft 重要。な。 Vom Gottesgnadentum zum monarchischen Prinzip. Der Weg der europäischen Monarchie seit dem hohen Mittelalter, in: Das Königium (Vorträge und Forschungen. 3), 1956, S. 279 ff. 身分制国家としての一般考察が見え (S. 289 f.)。

(14) Heinrich Mitteis, Die Rechtsidee in der Geschichte, 1957, S. 473 ff.

(15) 椋川一朗『「中世国家論」における方法と発想の再検討』『歴史学研究』二二六

(16) Fernand Braudel, Sur une conception de l'Histoire sociale, in: Annales Economies-Sociétés-Civilisations, 14e Année, No. 2, 1959, S. 308 ff.

(17) 第四版への序文の中で彼は、本書の成果を図式的に他の諸領域に適用することを戒めつつも、「ここに獲得された成果がそれ自身の研究領域をこえて重要な意味をもつものとの確信」を披瀝しつつある (Land und Herrschaft, S. VII)。また彼の課題を「中世的世界についての、本質に即応した理論およびその内的構造の叙述」に求めているのである (Ibid., S. 118.)。

(18) 但しわれわれはブルンナーの Landesverfassung 概念を、あくまで „heuristisch“ な概念として用ひるを以て、行論の過程では必ずしもこれによって全面的に拘束されるものではない

。

(19) Brunner, Land und Herrschaft, S. 427.

(20) Ibid., S. 357 f.

(21) Ibid., S. 234. なお、別の箇所では次のようにもいう。ラントは „Anstalt“ „Staat“ ないし「ラントデスヘルの権力」行政機構」とも同一ではないし (ここでは明らかにベロウの中世国家観を念頭においている——筆者)。かといってまたラントシヤフトないしラントシユテンデの „Korporation“ とも同一ではない (ギールケへの批判——筆者)。そうではなくて、固有の、また完全な意味でのラントは、オットー・フォン・ギールケのいう意味での、一個の „Genossenschaft“ であるが、それは法人格として存在するのではなく、ラント法を行使することによって faktisch に存在する (もとより、かかるものとして事実上機能することをもはややめているようなラントも存在しえたことは認めねばならない)。この意味でのラントは、法的に行う能力を有つゲノッセンシヤフトの不完全な前段階ではない。またそれはゲノッセンシヤフト一般ではなく、「土地を耕作しあるいは土地を支配する人々のゲノッセンシヤフト」であり、かかるものとして、古ゲルマン以来の諸々の特性を維持する一個の「法＝平和共同体」である。Ibid., S. 236.

(22) Ibid., S. 231. ここに「中世国家」についての「古典学説」に対するブルンナーの批判的な立場が、最も明瞭に示されている。

“Landständische Verfassung” 考

る。「古典学説」の大成者たるベロウは、ランドスホーハイトの起源をグラーフ権力に求めたのであるが (Vgl. Below, *Der Ursprung der Landeshoheit*, in: *Territorium und Stadt*, 2. Aufl., S. 1 ff.)、ブルンナーはこれを批判して次のようにいう。ランドスヘルとそのランドスホーハイトとはじめてラントを構築するというテーゼを固執せんがためには、どうしても、*souverän* な国家権力と本質的に異ならぬランドスホーハイトの概念を想定せざるをえない。つまりラント内のあらゆる法 (権利) はランドスヘルに由来し、窮極的には彼の統一・オーブリヒカイト的な権力の中に基礎づけられているものと仮定せねばならない。ランドスホーハイトが「グラーフの権利」に起源をもつという説を固守するゆえんはここに存する。「フランク国王の権力を *souverän* な国家権力と理解し、彼の《臣民団体》を近代的な公民団体と理解するが故に、国王から導き出されたグラーフの権利のたすけをかりて、ランドスホーハイトへの橋わたしをすることが、またそのことによって近世の領邦権力への、そしてついにはドイツ個別諸国家の *Souveränität* への橋わたしをすることが首尾よく行われるのである。」*Ibid.*, S. 231.

(22) *Ibid.*, S. 231. したがって「ラント法によって生活する、裁判共同体としてのラントロイテが現存しない場合には、統一的なラントは決して存在しない」のであり、ラントロイテこそ

ラントの「中核」、ラントの担い手なのである。*Ibid.*, S. 233.

(24) *Ibid.*, S. 231. また別の箇所では、「法上平和と共同体」としてのラントの担い手はその政治的結合を形成するところのラントロイテであることを指摘した上で、かかる「ラントはひとりのランドスヘルを有つことはありうるが、有たねばならぬということはない」と述べている。*Ibid.*, S. 234 f. もとより、ブルンナーも、ドイツの多くのラントが、ヘルの手に統合されたものもろのラント法的区域の複合体から一個の新しいラントへと *zusammenwachsen* した事実を認め、スイスの諸々のカントンの如き例外的な場合においてのみ、諸々の小さな農民的ラントが、ヘルシャフト権力の消滅後にも、そのラント法的統一性を維持したが、これに反し、そのラントロイテがグルントヘルから成立しているところの、比較的大きなラントに於ては、ランドスヘルシャフトの欠落は、同時にラントの分裂をも意味した、という。*Ibid.*, S. 233 f. ところから「ランドスヘル、のポリテ、インクのみが諸々のラントを創造し、もしくは維持した」(傍点ブルンナー)とさえ述べているのである。*Ibid.*, S. 233. この主張は、一見かれのラント概念と矛盾する如くであるが、ランドスヘルシャフトの成立について彼が、それは「当該ヘルが他のラント法的性質のヘルシャフトを自己の上にもたないことを前提とする」、したがって「王権がレーン法的ヘルシャフトへと後退」することが必要であったと述べていること

(Ibid., S. 231 f.) をよび「ラントは、事実上それが機能するためには、その裁判集会の指導者 (Leiter)、また戦争における統率者 (Führer) を必要とし」「われわれが考察している領域では、これらの任務は何処でもランデスヘルによって果された」と述べていること (Ibid., S. 235) を考え合わせるならば、その真意を理解しうるに思う。つまり、ブルンナーは、ラントの統一性 (Einheit) は、本来的には、ヘル権力の中にはなく、ラント法の中にあることを——古典学説に対する批判において——強調したかったのであり、そのことは、十三世紀以降の時代におけるランデスヘルの領域形成的な役割と何ら本質的に相容れぬものではない、と考えられるのである。そしてまた以上の如きブルンナーの行論を通じて、われわれは彼のラント概念が一種のモデル概念であることを、あらためて確認しうるのである。

- (25) Ibid., S. 233. この場合、ラントに対する「ヘルシャント」とは何か、については、今はさしあたり、彼がそれを「Gewere」と呼んでいること (Ibid., S. 232) をよび、ヘルシャント一般について、彼がその「中核」を——近代国家の歴史的な「根基」という角度から——„Gebot und Verbot“, „Zwing und Bann“と求めようとしている (Ibid., 113) を指摘するにとどめる。
- (26) Ibid., S. 231 f. かかる表現のもとに、ブルンナーはおそらく、十二世紀後半から十三世紀前半にかけての帝国国制の転換

を考えているのである。

- (27) Ibid., S. 423.
- (28) Ibid., S. 423 f. この「基本的関係」を基礎づけるものとして、ブルンナーはラントロイテがランデスヘルの登位に際して行った誠実誓約 (Erbuldigung) をあげている。ラントシエテンドがランデスヘルへの服従を誓うのと引換えに、ランデスヘルがシエテンデの諸特権や旧来の慣習の全体を確認することの伝統的儀式は、オーストリアにおいては十九世紀まで存続したのであった。Ibid., S. 424. u. Anm. 2. 因に「ペロウも——ランデスヘルとラントとを「二つの権利主体」として扱えつつ——「ランデスヘルとラントシエテンデとの間に存する契約関係」を説明する „Huldigung der Untertanen“ を「シエテンデの抵抗権」との連関において重視しよう。Below, Territorium und Stadt², S. 130 ff.
- (29) Brunner, a. a. O., S. 235. しかし同じ箇所では、ラント法を „grundbesitzende Leute“ の法、広義における „ländliche Siedlungsgemeinschaft“ の法とも定義しよう。
- (30) Ibid., S. 111 ff.
- (31) Ibid., S. 134. 以下に同様にチャーゼンカーラインとも見らる。
- A. J. Carlyle, Political liberty. A history of the conception in the middle ages and modern times, 1963, S. 12 ff. など、ブルンナーはフリップリッセン・ケルンの有名な研究 (Fritz Kern,

“Landständische Verfassung” 考

Recht und Verfassung im Mittelalter, HZ 120, 1920, S. 1 ff., Buchform 1952. 以下の引用は単行本による)を援用してはいるが、宗教的に基礎づけられた中世の法観念をケルンが国家による制定法としての近代の法観念と余りにも機械的に対置している点はこれを批判し、ジャン・ボダンを例にとりつつ、国家主権概念の成立後にも中世的法観念は存続しえたことを指摘しつつ。Ibid., S. 133 f.

(32) この点で、中世の「俗人」の法思想は、古典古代の法観念を一部継承しつつ、実定法と自然法とを区別する中世の教會的・神学的法思想と異なる。Ibid., S. 137 f.

(33) Ibid., S. 138 ff.

(34) Ibid., S. 140 f. ケルンの表現によれば、中世においては「一羽の雞の形態における毎年の貢租に対する要求権といえども、近代國家の憲法における基本的人権と殆んど等しい、神聖不可侵性をもっている」(Kem, a. a. O., S. 83.) のであり、個人は自己のかかる権利を「何人に対しても、國家權力に対してすら擁護する権利があった、それどころかこのことを義務づけられていた。これが抵抗権の意味である。」Ibid., S. 87. 政府(具体的には Herrscher ないしその Räte)は権利の守護のために存在する以上、権利を侵すことによつて自己本来の機能を失う。客観的な「法」を侵害した支配者は「それと同時に」彼自身の主観的な「権利」をそこなう。なぜなら「彼の主観的な

権利は客観的な法秩序の不可分離なる構成部分としてこれに属している」からである。Ibid., S. 87. この意味において、中世の「抵抗権理論」は——ベロウの理論(前註28参照)とは異り——「契約」の概念を無条件に必要とはしなかった。ケルンによると、そこに働いているのは契約思想ではなく(中世末期の「支配契約」概念は、結局「適切な比喻」にとどまる)、ゲルマン的な「相互的 Treue」の概念である。「Treueを通じて國家權力は人民に義務づけられ、また逆に人民は國家權力に義務づけられる」のである。Ibid., S. 88 f.

(35) 因に „Verfassung“ という概念をブルンナーは、カール・シュミット(C. Schmitt, Verfassungslehre, 1928, S. 3.)に依拠しつつ「政治的な統一性と秩序の全般的状態」と規定し(Brunner, a. a. O., S. 111)、ケルンは「國家權力の構成を規制する、また國家權力と人民との相互關係を規制するところの、國家の一般的な法秩序」と理解する(Kem, a. a. O., S. 66.)。その場合、ケルンの概念には、近代立憲主義のイメージが大きく反映しているといえよう。

(36) Brunner, a. a. O., S. 141 ff. 中世における „Souveränität“ 概念の欠如については、より詳細に Vgl. R. W. Carlyle u. A. J. Carlyle, A History of Mediaeval Political Theory in the West, vol. 5 (1928), S. 457 ff. フリッマン・ケルンは、むしろとが中世には適わしからぬ Souveränität の概念を取て用いよ

うと欲するならば、ただ「神が主権的であり、また君主と人民とを共に拘束する法も、それが神に違背しないかぎりで同様に主権的であるということが許されよう」と述べている(F. Kern, Gottesgndentum und Widerstandsrecht im frheren Mittelalter, 2. Aufl., 1954, S. 11)。³⁷ しかしブルンナーは“soverän”という概念は「行為能力を有し、疑わしい場合に何が法になつてゐるかを決定し、且つ自らのこのような法的確信を貫徹することができ、(傍点筆者)人もしくは人間団体にのみ用いる」として「法の主権性」なるケルンの概念をしりぞけている。Brunner, a. a. O., S. 142 f.

(37) Brunner, a. a. O., S. 141 ff. なおブルンナーは、別の場所では「中世ヨーロッパの独特な法観念を以て「本質的にはゲルマンの遺産である」としながら、それが「聖俗両権力間の不安定な(Labilität)」によつて更にいっそう発展させられた」と述べている。Ders, Freiheitsrechte, S. 299 f.

(38) Kern, Recht und Verfassung, S. 68.

(39) Ibid., S. 74.

(40) Brunner, Land und Herrschaft, S. 163. 同じ場所で彼は「このような中世の政治的結合体(つまり Land——筆者)の内的構造(つまり Verfassung——筆者)の叙述に際しては、近代的国家の本質的な概念的徴標がそこでは欠如していることに注意しながらも、だからといってそれを「私的」と見なしたり

「社会」と見なしたりすべきではない」と述べているのである。

(41) Ibid., S. 237. 高級裁判権の概念は“Bann (Blutbann)”と“Acht”との両者から成り立っていた。“Rechtsgang”に関してブルンナーは「その手続きにもラントの性格が明瞭に現われているという。例えば最高のラント法廷たる Landtag で貴族が自己の Kampfrecht を主張していること、またランドデスヘルが自己の Hofgericht にすべての権利紛争を持ち込ませようと試み、それに成功した場合にすら、再びラント法的性格が貫徹していったということをあげている。

(42) Ibid., S. 238.

(43) Ibid., S. 238.

(44) 第二章の註(45)参照。

(45) Ibid., S. 242. ここで「グルントヘルシャフト」は極めて一般的な意味に理解されており、狭義の Grundherrschaft のほか、Leibherrschaft, Gerichtsherrschaft 等をも包含するのである。Ibid., S. 240, S. 242.

(46) このことは「広さ四〇〇平方キロメートルを出でぬ小規模なラント Berchtesgaden の場合のように、ランドデスヘルシャフトが同時にラントロイテに対するグルントヘルシャフトであるときも変りはない。Vgl. Ibid., 226. 因にギールケは「ゲルマンの所有権の中に、近代の領域主権と私的所有権との両者、

„Landständische Verfassung“ 考

ひかり國王のもゝ経済的用途權と領域支配權との両者を同時に
見出すことが、(Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd. 2,
S. 141) 窮極に至つて彼の出发点は「ローヌ河」のそのであり
たため、「ローヌ」によつて容易に批判され得た。Vgl. Georg von
Below, Der deutsche Staat des Mittelalters, Bd. 1, 2. Aufl.,
1925, S. 57 ff.

(74) Brunner, a. a. O., S. 243. なほ、ボダンの国家主權論の性
格のつゞきは、Vgl. A. J. Carlyle, a. a. O., S. 27 ff. フ
ランスの政治思想史になつて、„seigneurie publique“ と „seign
eurie privée“ とを区別したのは十七世紀初頭の法曹家
Charles Loyseau である。Vgl. Henri Sée, Les idées politiques
en France au XVII^e siècle, 1923, S. 22 ff. しかしオーストリ
アでは「フンメル」によると「十八世紀中葉」つまり「絶対主
義」時代になつて、F. J. Greniek の著述 Theatrum iuris
dictionis (1752) はラングスフエルンストから有名な家父長に
おびやけ、ノーブルにカントのゴッタルドを叙述していた。
Brunner, a. a. O., S. 243. りきりりは「中世的な秩序と思
考様式の近世における存続」(Ibid., S. 114.) が明瞭に看取
れるのである。

(93) Below, Der deutsche Staat, S. 175 f.

(94) Heinrich Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte, 2. Aufl.,
1952. 世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』二八七頁。なお本

章の註(93)参照。

(95) F. Keugen, Der deutsche Staat des Mittelalters, 1918,
Neudruck 1963, S. 135. フットマンによれば „dominus terrae“
は彼の „terra“ と対して „dominium“ ではなく „imperium“ を
めづつたのである。

(15) Below, Territorium und Stadt, S. 68. 以下、フットマン
ウは、後者の意味におけるラングの語の用例を具体的にあげて
はつた。

(25) F. Hartung, Staatsbildende Kräfte der Neuzeit, S. 74. 以下
ハルトウングのフンメル批判は、ラングシテテンデの國制
(身分的代議制)の發展の基盤がフンメルの意味でのラング
でなかつたことの実証(マルク・フランドン・マルク、バイエ
ルンの場合)に支えられており、ヘルビックも同じ視角に立
つづるが(H. Helbig, Ständische Einigungsversuche in den
mitteldeutschen Territorien am Ausgang des Mittelalters, in :
Album H. M. Cam. I, 1961, S. 189.)「ヘルマン」は、その
に一步を進めて、Landstände=Landchaft とつづつたフンメル
のテーゼに留保をひいて、「なかんずく《Land》は、なが
長期にわたつて、確定した概念とはみなされていなかったこと
を確認しなければならぬ」(Ibid.)と述べているのである。
なほヘルマンのつづした主張をうらづける実証的研究 Der
Weitnische Ständestat, 1955. における國制状態の綿密な分

析は、別の意味でもブルンナーのラント概念に対する重要な批判を含んでいるように思われるが、その問題の検討は他日に譲りたい。ただ本稿の論旨との関連で指摘するべきは、ヘルビック自身とめているように、一三八二年のデイナーシュタットの領域分割は、それが旧来の歴史的 *Länder* とそのシュテッテンを顧慮せずに行われたという、まさにそのことゆえに、シュテッテンの激しい反発をよびおこしている事実である (Vgl. Helbig, *Ständische Einigungsversuche*, S. 189. f.)。

- (53) R. W. u. A. J. Carlyle, a. a. O., 5. S. 128 ff., 472 ff., 6. S. 89 ff., 206 ff.

- (54) 君主の意志の表現ないし君主の命令ではなく、「共同体の生活の諸慣習」(the habits of life of the community) と呼ぶの中世的法觀念にすぎない。Vgl. A. J. Carlyle, a. a. O., S. 12 ff.

- (55) Brunner, a. a. O., S. 245.

- (56) Ibid., S. 252 f., S. 245.

- (57) „gewalt an recht“ と同じに。Vgl. Ibid., S. 96 f., S. 263 ff.

- (58) Ibid., S. 252.

- (59) Ibid., S. 253. したがって、かかる Landmann が近代法的な意味での Privatperson でないことはいうまでもない。ゲルマン人の権利には Leihgut (農民保有地) に対するゲザ

レンから発する一切の強制権の行使も含まれていた。ヘルシャフトの根本的なモメントたる「命令と強制」は、「守護」の権の裏側だったともいえるであろう。

- (60) 本稿第二章、六二頁。

- (61) Vgl. Brunner, a. a. O., S. 251 f., S. 129 f.

- (62) Ibid., S. 359 f. 軍役義務について、ブルンナーは、ミンの慣習によつてそれが一カ月間の、自己負担による奉仕に限定されており、それ以上の軍役は、別種の従属関係 (レーン法上の、あるいは Schirmvogtei, Stadtherrschaft による) によつて根拠づけられた、という。因にブルンナーが、ラントにおけるレーン制の問題をいかに取扱うかについては後述。

- (63) Ibid., S. 360. ドイツにおおづばは、*„dominus terrae“* と自称した支配者はバーベンベルク家のオーストリア大公レオポルト五世で、彼は早くも一一九二年の証書でこの呼称を用いている (Ibid., S. 203.)。ここにブルンナーは、ラントに対する自己のヘルシャフトの意識的な宣言を見、十二世紀のドイツでは諸侯 (princeps terrae) の語は未だ官職保有者の性格のものとして理解し、その述べたこと (S. 360, Anm. 3.)。

- (64) Ibid., S. 361 f.

- (65) Ibid., S. 258. „Vogtei“ と同じに、*„verantworlich sein, S. 303 ff.* 中世ドイツ語の „pflegen“ は „verantwortlich sein, einsehen für“ の意味。そこからして派生語たる „Pflicht“ の

„Landständische Verfassung“ 考

語彙を参照。Vgl. Friedrich Kluge, Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache, 19. Aufl., 1963, s. v. pflegen, Pflicht.

(36) „walten“ はもとより „herrschen“ の意味であり古代スラヴ語の *vlasti* ロス語の *volodj* などに対応語を見出す。

Kluge, a. a. O., s. v. walten.

(37) Brunner, a. a. O., S. 363 ff. のように、ラントフリーデが——帝國におけると同様——ラントにおける「立法」行為の中心を形成したことは偶然ではない。

(38) Ibid., S. 366 f.

(39) かかる特別の Schutz が与えられたという事実の中に、ランドスヘルの権力が近代的意味での souverän な国家権力とは全く異質のものであることが明瞭に示されている。Vgl. Ibid., S. 238.

(40) Treuverhältnis の中に在る Rat の位置については、Vgl. Ibid., S. 270 f. など、ラーンの国制史的意義については Vgl. Hans Spangenberg, Vom Lehnstaat zum Ständestaat, 1912, S. 61 ff.

(41) より詳しく見れば、ランドスヘルの「特殊的な守護」のもとに立つ「教会」は、彼の Schirmvogtei (これはランドスホーハイトの成立における重要なファクターである) の下に立つ修道院と、彼の Patronat (これは „geistliche Lehnenschaft“ と

も表現される) の下に立つ下級の教会とに分かれる。Vgl. Brunner, a. a. O., S. 374 ff., S. 354 f. 以下にせよ「教会」に対するランドスヘルの守護権は、叙任権斗争を通じて旧来の Eigenkirchenrecht が圧迫された状況下に、これに代るものとして現われたと解せられるが、Schirmvogtei は修道院財産全体に対する real な守護を意味し、個々の修道士は persönlich にランドスヘルに従属しない(但し、インムニテートをもたず直接ランドスヘルの Kammergut に属する修道院の場合は別である)。これは自立的な Klosterherrschaft の存在を前提した上での、いわば間接的な形で直轄支配であったといえよう。そこには多くの場合「フォークトの解任権」ないし「フォークトの完全な排除への傾向」すら存した (Ibid., S. 375)。しかし他面、ランドスヘルフォークトは、ラントの危急の場合に、„Rat und Hilfe“ つまり不定量の臨時給付を提供せしめる権利を主張したのであり、したがっていつでも——一般にそうであるように——Vogtei の中から „Militär- und Steuerbarkeit“ であり「特殊的な守護」の下に立たないグループに対する Steuer- und Kriegsdienst の直接の要求権が成長して来たのである。このような事情は、ラントシュテンデの中で Prälaten が貴族に対し実質的に弱小権利しか有たなかったことに反映している (Vgl. Ibid., S. 435 f.)。なお、ランドスヘルの Patronat のもとに立つ下級聖職者 (Parrer) の法的地位が——時たま彼

らがイムニテート特権を個々に獲得することはあったにしても——一般に、上記の Prälaten より低かったことはいうまでもない。

(72) Bürgergemeinde に対する支配と統治の Stadtherrschaft については、Vgl. Ibid., S. 349 ff. ところでメンナーは、十九世紀のブルジョアジーの見地よりする中世都市の「自由のための闘い」の過大評価をしりぞけつつも、すでにペロウによって論破された „hofrechtliche“ Theorie などを弁護するつもりは更がないと述べている。

(73) 「正規の」租税は毎年賦課され、また軍役はラントの内部では無制限であったと思われる。Ibid., S. 377. ラントタートク制度の成立と直接の関係をもつ不正規（臨時）の租税については、Vgl. Ibid., S. 435.

(74) Ibid., S. 351. 都市の独自の政治的、活動の可能性は、その時々都市領主権の現実的な強度ないし有効度に応じて、極めてさまざまであった。

なお、このさい注目すべきは、市民共同体の成員としての個々の市民は都市領主との関係に於てこそ「自由」であったとはいえ、反面、都市共同体との関係に於ては、農民が自己のグルトヘルに対して負う諸義務と同様の義務を負わせられていたという事実である (Ibid., S. 352 ff.)。その意味で都市は、エミール・ルースの表現をかりるならば、seigneurie individuelle

としての聖俗グルトンシャフトとアナロジカルな seigneurie collective の主体であったといえよう。Vgl. Emile Louise, L'organisation corporative du moyen âge à la fin du l'ancien régime (Études présentées à la commission internationale pour l'histoire des assemblées d'états, t. VII), 1943, S. 237. それから両種のヘルシャフトこそラントシュテンドの成立基盤であった。

(75) Ibid., S. 377. 後述の如く、法的には Landstände の範囲と Kammergut のそれとは相容れない。しかしここで問題になっているのは、すぐれてダイナミックな政治過程と理解すべきである。

(76) オーストリアの諸ラントでは、ただウィーンのみが一時的にかなり高度の政治的独立性を獲得しえたのであるが、それとてウィーンの市民共同体自身の政治的意志によるよりは、むしろランデスヘル権力の過渡的な弱体化に負うものであった。

Ibid., S. 377.

なお、念のためにいうならば、都市領主権は決してランデスヘルのみによって行使されたのではなく、ラント内の聖俗のグルトンヘルもしくは都市を支配していたのであり、オーストリアの場合には、これらグルトンヘルの支配から都市を解放し自己の直接支配下に置こうとするランデスヘルを試みは、フランス国王の場合と異り成功しなかった。Ibid., S. 377 f.

„Landständische Verfassung“ 考

但し、このような *Immediastädte* と *Mediastädte* の區別は、ペロウによれば、東方諸領邦に特有のものである (*Below, System und Bedeutung, S. 96.*)。

(77) *Ibid.*, S. 378.

(78) *Ibid.*, S. 378 ff. オーストリアでは、このようなランデスヘルのグルントヘルシャフトは、その管理者たる *Pflegen* が *Landgerichtsbarkeit* をも行使したところから „*Pfleggerichte*“ と呼ばれた。そしてティロールやザルツブルクの如き西部のラントでは農民の大多数がこれに属し、狭義のグルントヘルシャフトとゲリヒツヘルシャフトとが分離した結果、ランデスヘルの行政に服する「自由な」農民身分が形成され、かれらは „*Pfleggerichte*“ の裁判共同体を足場としてしだいにゲノッセンシャフト的な自治を獲得し、ついにはラントタートクにも代表されるに至ったのである。 *Ibid.*, S. 379 f.

(67) *Ibid.*, S. 382 ff. オーストリア以外の地域では、都市のユダヤ人に対し、ランデスヘルの軍事高権も行使されたといわれる。

(80) *Ibid.*, S. 367 f. しかし、ティロール、ザルツブルクの如き場合には、下級ラント裁判管区がランデスヘルの行政組織として実質的な機能を果たしたこと、前註 (78) で述べた通りである。

(81) *Ibid.*, S. 368 ff. これに対し、ラント内の局地的権力者の

手に握られたレガリエンは、たかだか財政的な意義しかもたなかった。

(82) *Ibid.*, S. 370 f. ブルンナーによれば、ふつう「ランデスホーハイトの拡大」と呼ばれているものは、その大きな部分が、かかるランデスヘルのレーンホーハイトの拡大以外の何物でもなかったのである。

(83) *Ibid.*, S. 371. この場合レーン政策の直接の意味は、もとより、ラント内に所領をもつ貴族の自主地 (*Eigengut*) をランデスヘルのレーンに転化せしめるにある。したがって、このレーン契約にとまらう、貴族の域に対する *Öffnungsrecht* の獲得も当然この政策の効果に含まれた。

(84) *Ibid.*, S. 372. この見解は、例えばシュバンゲンベルクによるレーン政策の大きな評価 (*H. Spangenberg, a. a. O., S. 10 f.*) と鋭く対立するように思われる。しかしシュバンゲンベルクも、根本において「古典学説」の視角に立ちながら、当初はランデスヘルによって自己の利益のために活用されたレーン法の原則が、まもなくラント貴族によって骨抜きにされてしまったこと、とりわけ「すべての公的権利の財産権的な理解」「すべての権利の物件化」がラント内に多小とも閉鎖的な家産制的ヘルシャフトを群生せしめたことを認めているのである (*Ibid.*, S. 33 ff.)。

なお、ブルンナーによるランデスヘルのレーン政策の低い評

価は中世末期においてはレーン保有者 (Herrn, Ritter) が、何よりもまずラント法的な関係によってランデスヘルと結ばれるラントロイテであった、そしてかかるものとしてはレーン法的誠実関係にともなうランデスヘルの persönlich な「守護」を必要としなかったという認識の帰結でもある (Vgl. Brunner, a. a. O., S. 372)。

(85) ラントターク制度についての、またラントタークの、領邦によってさまざまな身分的編成にまつての詳細は、G. v. Below, System und Bedeutung der landständischen Verfassung, in: Territorium und Stadt, 2. Aufl., 1923, S. 53 ff. を要す。これに代りうるような総合的叙述は、ヘルビックも指摘したとおり、現在までのところドイツの学界では行われていない (『北大史学』一〇号、六四頁、参照)。

ただ、しばしば注目されてきた「帝国」西部の諸領邦と東部のそれらにおけるラントタークの類型的差異の問題 (Vgl. O. Hintze, Typologie, F. Hartung, Herrschaftsverträge, S. 65.) については、他日、別稿において私見をのべたいと思っている。

(86) Below, a. a. O., S. 123 ff. のところ、ヘロウの場合では、ラント・シュテンデの役割に関する彼の理解に対応して、この城廓所有は、もっぱら貴族身分の「軍事的重要性」という視角から評価されている。

(78) Ibid., S. 88 f. 騎士の城廓は、テクニカルにはしばしば Rittersitz という言葉で表現された (S. 88 Anm. 2.)。因にオーストリアでは、高級貴族に上昇したランデスヘルのミニステリアーレンは、下級貴族たる Ritter 身分の城廓所有権に久しく異論をとねえたが、注目すべきことに、そこでは Ritter 身分のラントタークへの参加は、容易に実現しなかったのである (S. 76, S. 88 Anm. 2.)。なお Ibid., S. 90 f. 参照。

(88) 以上の諸点にまつては、Vgl. Below, a. a. O., S. 74 ff., S. 80 ff., S. 92 ff.

(86) Brunner, Land und Herrschaft, S. 254 ff. 乃至 Vgl. Ders., Die Freiheitsrechte, S. 299.

(96) 史料に現われる具体的事例にまつては、Vgl. Brunner, Land und Herrschaft, S. 254 Anm. 4.

(16) 「家」を有たず、個々の地片とそこに居住し地代を支払う農民 (Grundholden) を有つて過ぎないものは、ラント法的な意味でのヘルではない。彼はヘル・シュヤフトをもっているのではなく、単に „Güter“ をもっているにすぎないのである。Ibid., S. 255. もともと、ラントのみが Haus から成り立っているのではなく、都市も村も Haus にまつて構成されている。しかしこれらの Haus は „landesunmittelbar“ ではなく、Stadther や Stadtgemeinde の、あるいは Grund- und Dörfler のヘル・シュヤフトの下に置かれていた。

„Landständische Verfassung“ 考

- (92) 司教選挙権のゆえに Domkapitel が専ら、あるいは優越的に ラントタークを構成したような聖界ラントは、もちろんこの場合特殊な例外として扱われるべきであろう。聖界ラントにおける Prälaten の優越的地位については、Vgl. Below, a. a. O., S. 69 ff.
- (93) Brunner, a. a. O., S. 238 f. Erbhuldigung とは、つまり現われるのは、この狭義のラントロイテたる貴族身分であり、この場合には聖職者や都市はランデスヘルの Kammergut に属するものと見なされた (Ibid., S. 239.)。
- (94) シロウが概括的に述べた如く、都市がラントタークに加えられるのは貴族 (Ritterschaft) よりも若干おそく、聖職者の参加は更にそれよりも遅いのが通例である (Below, a. a. O., S. 92.)。都市の参加によつてはじめて騎士集会がラントシヤテンデとしての性格をうけるというギールケの如き見解は、アイヌング説に特有のバイアスとして、シロウや Luschin von Eben greuth によつて示けられた (Ibid., S. 82.)。
- (95) Brunner, a. a. O., S. 413 f.
- (96) 一二三一年の帝国裁判所判決の中で „principes“ が、事前で „meliores et maiores terrae“ の同意をうることなしには „constitutiones vel nova iura“ をつくることできない、と定められたことは、従来ラントシヤテンデ制の成立との関係でしばしば引合いに出された。例えば Hans Fehr, Deutsche

Rechtsgeschichte, 5. Aufl. 1952, S. 76. は、この判決を以て「テリトリウムの貴族がラントシヤテンデの性格を獲得した」ものと解し、「ここに中世のテリトリアルシュタートの二元主義が生まれた」とのべている。しかしこのような解釈にはすでにシヤンゲンヘルグが異論を唱えており (H. Spangenberg, a. a. O., S. 13 ff., S. 13 Anm. 2.)、ブルンナーも、ラントシヤテンデの制度史的理解を斥ける立場から、これをラントシヤテンデ的国制の「前史」としてとらえる見解を斥けている。Brunner, a. a. O., S. 430 f. ともあれ、十二世紀頃の帝国諸侯の Hoflage (Landdinge) に招集されたものが primates, proceres, optimates, magnates, barones と並び、principes と呼ばれていたことは (Spangenberg, a. a. O., S. 8.) 注目すべきであらう。

(97) ブルンナーが、ランデスヘルとランデスゲマインデとの関係では「共同の行動」(gemeinsames Handeln) と「相互の折衝」(Mittehanderverhandeln) との両様態がありえたとしながら、十三世紀から十四世紀初期にかけては Landtiding における「協力」に重点がおかれていたと見ている (Brunner, a. a. O., S. 437.) のは、主としてこの意味からではないかと思われる。もとより「協力」といっても、それは不断の緊張をうちにはらむものであったと考えねばならないであらう。

(98) Spangenberg, a. a. O., Kap. III, Kap. IV, Kap. V フラン

ナーもまた、十五世紀にラントタークという新たな形態の身分集會が確立するに先立って、「ラントデスヘルとラントロイテとがそれぞれの權利領域にむしる閉じこもって、ただ時たま協力したにすぎないような過渡期」が存在したことを指摘している (Brunner, a. a. O., S. 437.)。

- (6) Vgl. Spangenberg, a. a. O., S. 29 ff. など、ミニステリマンの「上昇」について一般的には、vgl. Sachwörterbuch zur deutschen Geschichte, hrsg. von H. Rosler u. G. Franz, s. v. Ministerialität.

- (101) Brunner, *Freiheitsrechte*, S. 296 f. における一連の事実を全ヨーロッパ的現象として指摘するのはい「ブルンナーが、「自由農民」の国制史的意義に関するテオドル・マイヤーの研究 (Th. Mayer, *Die Entstehung des „modernen“ Staates im Mittelalter und die freien Bauern*, Z. f. RG, 57, 1937, S. 210 ff.) に言及しながら、農民の定住や開墾による Kulturlandschaft の拡大と濃密化を、都市の成長との密接な連関のもとでとらえ、これを局地的権力としてのシュテンデの成立条件と見ていることに注目すべきである。

- (101) 本稿第一章、註 (13) 参照。

- (102) Landherren の本来的ラントロイテとしての性格、および Ritter, Prälaten, Städte のラントシュテンデへの成長について詳しくは、vgl. Brunner, *Land und Herrschaft*, S. 404 ff.

- (103) 本章の註 (74) 参照。

- (104) 例えば、世俗領邦において、聖職者が、同じく広大な所領を擁しながら、あるラントではラントターク出席権をもち、他のラントではもたないという事実を如何に説明すべきか、について、ベロウは苦慮している (Below, a. a. O., S. 72.)。

- (105) ブルンナー自身このことを認めている。Brunner, a. a. O., S. 412 f.

- (106) Th. Mayer, *Die Ausbildung der Grundlagen des modernen deutschen Staates im hohen Mittelalter*, HZ 159, 1939, S. 463 ff.

- (107) Brunner, *Die Freiheitsrechte*, S. 295.

- (108) 筆者のこのような提言に対し、カール・ボーズルは、むしろ近世前期の「いわゆるフンシアン・レンジームを念頭におきながら、そこでは「領主制的」(seigneurial) なモメント、そのかきりで、「personell」な要素がのこっているにしても、決定的な要因は「官僚制」であることを力説し、マイヤーの上記二範疇をこの時期に適用することはふさわしくない、と主張した (『北大史学』一〇号、六七頁参照)。筆者はしかし、この主張に反論する必要を認めない。なぜなら、ボーズルはそもそもウェーバーの「理念型」の使用を拒否する (同上、七一頁、参照) からであり、また「身分制国家」の歴史的発展の中で官僚制的モメントが増大してゆくことは当然だからである。

„Landständische Verfassung“ 考

- (90) Brunner, Vom Gottesgnadentum zum monarchischen Prinzip, a. a. O., S. 239. 同じ箇所では「國王の行政國家の形成と、これに対応する身分制國家の形成とは、増大する制度化 (Institutionalisierung) を意味する」とも述べている。
- (10) エーレンの領邦身分制議會の通例的呼称たるラントタークの語は、ようやく近世初頭において現われるのであり、中世では身分集會は dag, bikompt, bescheidung, tag, gemeinertag, samnung, landtaiding などと呼ばれていた。Below, a. a. O., S. 68 u. Anm. 2.
- (11) „Rat und Hilfe“ の基本的重要性と一般の意味については、Vgl. Brunner, Land und Herrschaft, S. 269 ff.
- (12) „Rat“ の原初的な、古ゲルマン的な意義は、その連関語である „Heirat“ の如きにも保存されており、また中世後期の法律用語においては „Rat“ の反対語たる „Unrat“ としばしば「紛争」や武力行使を意味した。なかんづく „Verrat“ が端的に誠実破棄を意味するとは暗示的である。Vgl. Brunner, a. a. O., S. 269.
- (13) 「租税」という訳される „Steuer“ が「支援」を意味する中高ドイツ語 sture の由来するところも周知である。Wörterbuch zur Geschichte, hrsg. von Erich Bayer, 1960, s. v. Steuer. 但し、早期中世の „Steuer“ の実体については、国制史家の間ではげいしい論議が交わってきたことも事実である。Vgl.

Brunner, a. a. O., S. 273 ff.

- (14) フルンナーは、それを証明する典型的な史料として、一四二二年五月二十八日にシュタイエルマルクのランデスヘル Herzog Ernst が Kasper der Saurer なる者に送った書状の中の „So sollt du unser egerant lantvolk auf unser vorgenant schreiben und den offer brief umb rat und hilf anrufen“ という章句を引用し、同種の表現がラントタークの関係文書の中に繰返して現われていることを多くの事例によって指摘している。Brunner, a. a. O., S. 431 f., S. 432 Anm. 1.
- (15) Ibid., S. 429 f. 因に「助言」と「判決」とは古来区別されていたとしても、両者のちがいは単に「法」が発見される仕方にかかわるのであって、内容的には同一であった。而して Gericht と Rat とは、政治的なし法的行為の原初的な組織形態でもあったところから、Kanzlei とならんで、近代官庁の歴史的起源をなすのである。Vgl. Ibid., S. 426 f.
- (16) Luschin, Die Anfänge der Landstände, HZ 78, S. 427 ff.
- (17) „consilium iuratum“ という語は、Vgl. Spangenberg, a. a. O., S. 60 ff.
- (18) Ibid. 以下、このことは、シャペンゲンブルクも指摘する通り Räte が、現実においてシュテンデの利害を反映するところがあったという事実を否定するものではない。むしろ「ラー」がもつ中間的性格こそがラントタークとこれとの差異をよ

く物語っている。「ラート」がランデスヘルの Beamtenkollegium としての性格と、ラントシュテンチの Regentschaftsrat としての性格とのいずれを強くもつかは、その時々々の権力関係によって決定されたのであった。

- (119) これらの点については、Vgl. Brunner, a. a. O., S. 428 f. なおフリッツ・ケルンは、「一般論として、中世の君主の Korpenspflicht を敘述するさい、„meliores et maiores terrae“ が君主の行政に關与する段階に (1) 暗黙の同意、(2) 助言による同意、(3) 裁判形式による判決の三つがあったことを指摘し、君主が國事の處理に際してこれら三つの可能性のうちどれをえらぶかは全く自由であったところに、中世の特色があるとしている。F. Kern, Recht und Verfassung im Mittelalter, S. 78 f. たしかに、彼もいうとおり、「君主」と「人民」とは、中世では „Gemeinsam“ に「法」の中でかわり合っており、„Gemeinsam“ に「法」を保守していた以上、「反証があらぬかぎり、君主より発するすべてのものは、それが人民の側から発したと同じ意味において法であった」のであり、また「それゆえにこそ君主が人民全体と、したがって法と合致していることをいかに保証するかについての規定は極めて漠然としており、未発達であった」というケルンの主張 (Ibid., S. 78.) は、根本的に正しいと思われる。

- (120) とりわけ課税問題を重視したシェパンゲンベルクの如きは

北大文学部紀要

「はじめて一般的租税がラントタークで承認された時」を以て landständische Verfassung の出発時点 (少くも terminus post quem) と見づける。Spangenberg, a. a. O., S. 151. への解釈自体は問題であるにしても、一般に身分制議會における租税の役割の基本的重要性は、「身分制議會史のための國際委員會」でも力説されているとおりである (『北大史学』一〇号、六六頁、ボースルの発言参照)。

- (121) Brunner, Land und Herrschaft, S. 272.

(122) 《Quod omnis tangit, ab omnibus tractari et approbari debet》という有名な法諺は、かかる法慣習の定式化である。この法慣習についてのすぐれた一般的考察、およびこの問題に關する學說史の展望は、Vgl. A. Marongiu, a. a. O., S. 34 ff.

- (123) „Treue“ と „Vertrag“ との關係については、Vgl. Brunner, a. a. O., S. 262 ff.

- (124) Ibid., S. 437.

(125) Ibid., S. 433. ラントロイテの義務は „consilium et auxilium“ に存するのであって、何か一定の給付を提供すると義務ではない。したがって例えば貴族が、自分たちは軍役に従うがゆえに租税納入に同意することを欲しない、と宣言するような場合もありえた。しかし、そのことから直ちに貴族には Steuerpflicht がなかったと結論することは、Steuer への Hilfe の一形態にすぎない以上、誤りといふべきである。Vgl. Ibid., S. 433 Anm. 1.

„Landständische Verfassung“ 考

(126) Ibid., S. 273 ff.

(127) 但し、後述するヴェルテムベルクの如き特殊ケースは別である。なお、ドイツ以外で、都市がラントタークにおいて支配的地位を占めた顕著な事例としては、フランドル伯領の場合が著す。Vgl. Jacques Dohndt, *Ordres ou puissances? L'exemple des États de Flandres*, Annales. 5. Année, 1950, S. 289 ff. Below, a. a. O., S. 93.

(128) Brunner, a. a. O., S. 435 ff. Below, a. a. O., S. 69 ff. 92 ff.

(129) „Indigenatsrecht“ 及び „Beschwerden“ に関しては、vgl. Below, a. a. O., S. 140 f., 145.

(130) Vgl. Below, a. a. O., S. 60 f., 138 ff. W. Näf, *Prüfungen*, S. 233 ff. ネンのいう「支配契約」も、このような状況との連関で理解することが出来よう。しかし本稿第一章で指摘した如く(註39)、ネフが——この点ではベロウと同様——身分制国家の「二元主義」を „staatsrechtlich“ に理解している点は批判されねばならない。重要なのは、ネフ自身も認めているとおり、君主の権利には何らか「契約外的」なファクターが含まれていたこと、より正確に言えば、シユテンデの表現する „staatsrechtlich“ な権利が、ラント法上のこれらの義務を前提とする、いわば第二次的なものであったということである。そのかぎりでは、「支配契約」の意義に関するハルトウングのネフ

批判は當つていよう。

(131) Vgl. Brunner, a. a. O., S. 434. ホーニンツォレルン家のフリードリヒ一世が一四一四年三月二〇日に布告したラントフリーデ法の如きは、ランデスヘルのイニシアティヴによるフェーデ抑止政策の顕著な実例として注目せられるが、ディナステイによるラント分割のはなはだしいバイエルンに於てすら、十五世紀にはフェーデ権の行使が決定的に退潮を示していたといわれる。Vgl. Spangenberg, a. a. O., S. 126.

(132) 「公共性の理念」の成立という角度から、中世後期におけるラントフリーデ運動の歴史的品格を明かにしようとした堀米庸三氏の研究(『中世後期における国家権力の形成』、「史学雑誌」六二—二)や、およびゲルンフーバーの業績に依拠しつつ堀米氏の見解に修正を加えた石川武『ドイツ中世の平和運動における《公共性の理念》』(『歴史学研究』一七二、一七三)は、「帝国」のレベルで問題を扱っているにせよ、今後の研究に貴重な指針を与えるものである。とりわけ石川氏が、『《公権力》』がその支配権強化の過程に際して、物理的強制力の適法的独占とは本来内在的関係をもたぬ身分制的観点を暴露したと見、「支配の理念の身分制的実現」という視角から、ミッタースを批判しつつ、ラントフリーデ運動の中に「近代国家の初期形態」(ネフ)としての「身分制国家」への展望を求めたことは示唆的であらう。

(13) カール・ボーズルも、十三世紀以降の「ランペ」の次元における平和運動、なかんぐ契約的性格を著し Landfriedensringen は「おそろく」Landständische Verfassung」の形成に決定的な役割を演じた」と考えている『北大史学』一〇号、六七頁（参照）。

(14) 第一章、註(30)参照。

(15) Brunner, Vom Gottesgnadentum zum monarchischen Prinzip, S. 280.

(16) 「ロー法の導入」に関しては、vgl. Spangenberg, a. a. O., S. 118 ff., Below, a. a. O., S. 149.

(17) Below, a. a. O., S. 113 ff., Brunner, Land und Herrschaft, S. 433 f.

(18) ティンナー、ランフール、ビンツェなどが、この問題について提出した見解については、差当り、vgl. Brunner, a. a. O., S. 414 ff. こうした従来の論議が、多かれ少なかれ「立憲君主主義」的な歴史観によって規定されていたことを忘れてはならない。

(19) Helbig, Ständische Einigungsversuche, S. 189.

(20) Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte, 5. Aufl., S. 93. 「ランペ」=「ランペンシャント」が、この段階において、単なる領域(Territorium, Fläche)ではなく、「人的結合体」としての Community やあるものに注目しなければならぬ。

(41) Brunner, a. a. O., S. 438. ここで彼は「ザクセンシャント」の中で「ランペの同意」が語られる際、すでにそのランペは「ランペンシャント」の意味でのそれであったことを指摘している。

(42) Vgl. Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, 1, S. 534 ff.

(43) シャン・ボモンが国家主権を規定して „summa in cives ac subditos legibusque soluta potestas” とし、これを拘束するものとした „ius” (lex divina, lex naturae, lex omnium gentium communis) のみであるとしたのは、この意味に於いてあてはまる。Vgl. Brunner, a. a. O., S. 358 f. なお、有名なロー法論 „princeps legibus solutus” の解釈については、Vgl. Ibid., S. 388 ff., A. J. Carlyle, a. a. O., S. 25 ff.

(44) Brunner, a. a. O., S. 391.

(45) Spangenberg, a. a. O., S. 57. このときの協約の相手方たるランペンデが少数の高級貴族のみに限られていなかったことは、Ungelt の賦課に関する一三五九年三月二十一日の布告の中で《mit allen geistlichen und weltlichen Fürsten, Prälaten und Pfarrern, Landherren, Rittersn und Knechten und mit allen andern unsern Getreuen gemeinlich in unserm Lande zu Österreich》という表現から察知する必要がある。

(46) Carl Schmitt, Soziologie des Souveränitätsbegriffes und

politische Theologie, Erinnerungsausgabe für Max Weber, II, 1923, S. 3 ff.

- (147) Vgl. Werner Näf, Der Durchbruch des Verfassungsgedankens im 18. Jahrhundert, Schweizer Beiträge zur allgemeinen Geschichte, Bd. 11, 1953, S. 108 ff.

- (148) 一四四二年、フランドンブルク選帝侯フリードリヒ二世による Berlin-Köln の自由剝奪は、都市の直轄領化を示す有名な事例である (Spangenberg, a. a. O., S. 127.)。ランデスベルの教会守護権 (Kirchenvogtei) がランデスベルンシャフトの発展における重要なファクターであることについては、vgl. G. v. Below, Die Anfänge des modernen Staats mit besonderem Blick auf die deutschen Territorien. Territorium und Stadt, 2. Aufl., S. 172. なお、十六世紀におけるランデスベルの領域行政の強化拡充については、vgl. Ders., Die Neuorganisation der Verwaltung in den deutschen Territorien des 16. Jahrhunderts. a. a. O., S. 194 ff.

- (149) この過程はつとに社会経済史研究の領域で常識化されているところであるから、改めて問題にはしない。ただその際、これもよく知られているとおりオストエルベのグーツヘルンシャフトに見られる如き、いわゆる「再版農奴制」が中世末以来形成された場合は特殊例である。そして、かかる逆行現象は、筆者の見通しによれば Kolonialland における村落共同体 (Gerichtsgemeinde

としての) の発展の弱さとの対応関係において理解されるべきものであらう。なお次註参照。

- (150) この問題をラントシュテテンデの成立との関係で総合的に扱った研究として H. Spangenberg, Landesherrliche Verwaltung, Feudalismus und Ständetum in den deutschen Territorien des 13. bis 15. Jahrhunderts, HZ 103, 1909, S. 473 ff. がある。軍事的・財政的・行政的・司法的な管区としての性格を兼ね具えるこの Amt が、シエベンゲンベルクも指摘するごとく、ある場合には „Vogtei“ と呼ばれ、シエレンジエンの如きでは „Kastellanei“ とさえ呼ばれており、且つその中核にランデスベルの Burg (時には都市) をもっていた事実に注目すべきである。Vgl. Ibid., S. 481.

なお、近時の研究においてワルター・グルーベが述べるところによれば、Amt の別称としては、これらのほかに „Pfleger“, „Obervogteiamt“, „Gericht“, „Stabsamt“ などがあり、これに応じてランデスベルの地方行政官の呼称にも Pfleger, Vogt, Landrichter, Amtmann などがあった。Walter Grube, Vogteien, Ämter, Landkreise in der Geschichte Südwestdeutschlands, 2. Aufl., 1960, S. 14. さらにまた別の例としては、ライン下流域の伯領 (のち太公領) Kleve では十一の地方行政管区がいずれも „Drostei“ (その長官が Drost で、この名称はランデスベルの家産官権 Truchseß の変形である) と呼ばれている。Conrad

Bornhak, Geschichte des preußischen Verwaltungsrechts, 1, 1884, S. 284.

ところで、これら旧帝國領の Amt は、オストエルベのフーイゼン領諸ラントに発展したグーツベル的地方自治団体(領市を含まない)としての „Kreis“ とは質的に異なるものであり、後者はむしろポーランド、ペーメン、ハンガリーなどにその対応物を見出す。Vgl. Heinrich Heffter, Die deutsche Selbstverwaltung im 19. Jahrhundert, 1950, S. 18 f.

(11) Grube, a. a. O., S. 10.

(12) Ibid., S. 11. 因に、Amtsverfassung が模範的に形成されたヴェルテムベルクでは、十五世紀中葉に成立するラントタークに、Ritterschaft および Prälaten (ランデスベルの Vogtei の下に立つ修道院の代表者) とならんで現われ、やがて十六世紀初頭、Ritterschaft が帝國直属性を獲得しラントから離脱してのちは、事実上それのみがラントシュテテンデを構成したところの „Landschaft“ は、まさしく各 Amt の代表(具体的には Amtsstadt の上層市民たる Ehrbarkeit) にはかならなかったものである。この意味でヴェルテムベルクの Amt はクレーヴェ・マルクの Drostei, Amt と並んで、ランデスベルの地方行政管区が市民ないし農民の地方自治団体 (Community, Kommunalverband) としての性格を獲得し、しかもそれがラントシュテテンデ制の現実的基礎を形成した有名な事例である。Vgl. Karl

Weller, Württembergische Geschichte, 5. Aufl., 1963, S. 88 ff., Walter Grube, Dorfgemeinde und Amtsversammlung in Altwürttemberg, ZWLG XIII, 1954, S. 194, ff., Ders., Der Stuttgarter Landtag 1457-1957. Von den Landständen zum demokratischen Parlament, 1957, S. 11 ff., Württembergische Landtagsakten, hrsg. von der Württembergischen Kommission für Landesgeschichte, I, Reihe, Bd. 1, 1913, Einleitung : Die Anfänge der landständischen Entwicklung in der Grafschaft Württemberg (von Wilhelm Ohr), S. XVI ff., Carsten, a. a. O., S. 1 ff., 258 ff., Ders., The origins of Prussia, 1954, S. 229 ff., Bornhak, a. a. O., S. 287 ff., Max Lehman, Freiherr vom Stein, in 1 B., 1928, S. 100 ff.

(13) F. L. Carsten, Die Ursachen des Niedergangs der deutschen Landstände, HZ 192, 1961, S. 273 ff.

(14) Spangenberg, Vom Lehnstaat zum Ständestaat, S. 117 f.

(15) Below, System und Bedeutung, S. 132 f.

(16) Hartung, Herrschaftsverträge, S. 76.

(17) この問題はすでに次章で扱われる対象に属するが、近世前期にフランスやドイツで成立する、「公共の福祉」理念に導かれる官僚的な「規制」 gute Verwaltung の意味における „Polizei“ „police“ の概念については、差当り、vgl. Kurt Wolzen-dorff, Der Polizeigedanke des modernen Staats, 1918, S. 4 ff.,

Wilhelm Ebel, Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland, 1958, S. 59 ff. 上記のくだ「アムト」の長官たる Amtsmann (Vogt) は、財政・司法の機能を別とすれば、すくなくして „Polizei-beamter“ としての性格を示すのである。Vgl. Bornhak, a. a. O., S. 284.

(138) Weller, a. a. O., S. 86, 92. なお、この協約の歴史的意義については、拙稿「初期自由主義と『身分制国家』」参照。

(139) „……unserm lieben hern freund und gnedigen hern ains und den erwürdigen und ersamen prelaten und gemainer landschaft siner lieb und gnaden fürstenthumbs verwanten und unterthanen anderstails……“ (Quellen zur neueren Geschichte, hrsg. von Historischen Seminar der Universität Bern, Heft, 17, 1951, S. 71.)

(140) Brunner, Die Freiheitsrechte., S. 296.